

柳総第 156 号

令和7年12月5日

市議会議員 様

柳井市長 井 原 健太郎

市議会定例会の招集について

のことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- 議案第50号 柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第51号 柳井市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について
- 議案第52号 柳井市弓道場条例の制定について
- 議案第53号 柳井市武道館等に関する条例の全部改正について
- 議案第54号 柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第55号 柳井市事務連絡委託費交付条例の一部改正について
- 議案第56号 柳井市基金条例の一部改正について
- 議案第57号 柳井市手数料条例の一部改正について
- 議案第58号 柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第59号 柳井市市有林野条例の一部改正について
- 議案第60号 柳井市下水道条例の一部改正について
- 議案第61号 柳井市農業集落排水施設条例の一部改正について
- 議案第62号 柳井市大畠総合センターの指定管理者の指定について
- 議案第63号 柳井市平郡デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第64号 柳井市大畠観光センターの指定管理者の指定について
- 議案第65号 アクティブやしないの指定管理者の指定について
- 議案第66号 月性展示館の指定管理者の指定について
- 議案第67号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第68号 字の区域の変更について
- 議案第69号 市道路線の認定について
- 議案第70号 市道路線の廃止について

- 議案第71号 令和7年度柳井市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第72号 令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 報告第15号 教育委員会事務の点検及び評価について
- 報告第16号 専決処分の報告について

柳井市告示第63号

令和7年第4回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年12月5日



柳井市長 井原健太郎

1 期日 令和7年12月15日

2 場所 柳井市議会議場

議案第 50 号

柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 15 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 20 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 21 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 22 条—第 26 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 27 条・第 28 条）

第 3 章 雜則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、特に定めのない限り、法及び最低基準において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第 3 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第 4 条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準

を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、その行う乳児等通園支援に支障がないときに限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき、1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4階以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎

処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならぬ。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第25条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第27条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
 - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
- （準用）

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 51 号

柳井市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について

柳井市開発行為等の許可の基準に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 15 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市開発行為等の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 33 条第 3 項並びに都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下「政令」という。）第 29 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、開発許可の基準の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び政令において使用する用語の例による。

(開発区域の面積の最低限度)

第 3 条 法第 33 条第 3 項の規定による政令第 25 条第 6 号に規定する公園、緑地又は広場の設置に係る制限の緩和は、政令第 29 条の 2 第 2 項第 3 号イに定める基準により、開発行為に係る開発区域の面積の最低限度を 1 ヘクタールとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受理された法第 29 条第 1 項の規定による許可の申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。ただし、当該申請に係る施行の日以後に受理された法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可の申請に係る許可の基準については、この条例の規定を適用する。

議案第52号

柳井市弓道場条例の制定について

柳井市弓道場条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市弓道場条例

(設置)

第1条 武道の振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、柳井市弓道場（以下「弓道場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 弓道場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 柳井市弓道場

(2) 位置 柳井市柳井3895番地2

(休館日)

第3条 弓道場の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの間とする。ただし、柳井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用時間)

第4条 弓道場の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 弓道場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、弓道場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 物品の販売、商業宣伝等を主たる目的とする行為で使用させることが適当でないとき。

(4) 建物及び附属設備を破損するおそれがあると認めるとき。

(5) その他管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、弓道場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の条件に違反したとき。
- (4) その他教育委員会が使用させることが適当でないと認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表第1及び別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第10条 使用者は、使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に弓道場を使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償)

第12条 建物又は附属設備を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(柳井市都市公園条例の一部改正)
- 2 柳井市都市公園条例（平成17年柳井市条例第127号）の一部を次のように改正する。
別表第1 翠が丘防災運動公園の項を次のように改める。

翠が丘防災運動公園	柳井市立 柳井図書館	別に条例で定める。	別に条例で定める。
	柳井市弓道場	別に条例で定める。	別に条例で定める。

別表第2 翠が丘防災運動公園の項を次のように改める。

翠が丘防災運動公園	柳井市立柳井図書館
	柳井市弓道場

(準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第8条関係）

弓道場使用料

区分		使用料（1時間につき）	
		午前9時から 午後9時まで	午後9時から 午前9時まで
弓道場	専用使用	770円	920円
	個人使用	110円	130円

備考

- 1 許可使用時間を超えて使用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間は、1時間として計算する。
- 2 使用時間には、準備及び設備等を原状に復するために必要な時間を含むものとする。
- 3 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいい、市の住民である者又は市内の学校に在籍する者に限る。）が使用する場合又は体育の振興を目的とする公共的団体（市内に活動の本拠を持つものに限る。）がアマチュアスポーツに使用する場合の使用料の額は、前記の使用料の額の半額とする。
- 4 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第8条関係）

附属施設等使用料

附属施設等	使用料（1時間につき）
冷暖房設備（役員室）	50円

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は1時間として計算する。

議案第 53 号

柳井市武道館等に関する条例の全部改正について

柳井市武道館等に関する条例の全部を改正するものとする。

令和 7 年 1 月 15 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市武道館条例

柳井市武道館等に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 161 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 武道の振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、柳井市武道館（以下「武道館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 柳井市武道館

（2）位置 柳井市南浜三丁目 2 番 3 号

（指定管理者による管理）

第 3 条 武道館の管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（休館日）

第 4 条 武道館の休館日は、12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ柳井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（利用時間）

第 5 条 武道館の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

（利用の許可）

第 6 条 武道館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、武道館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（許可の制限）

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

（1）公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

（2）集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めると

き。

- (3) 物品の販売、商業宣伝等を主たる目的とする行為で利用させることが適当でないとき。
- (4) 建物及び附属設備を破損するおそれがあると認めるとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、武道館の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の条件に違反したとき。
- (4) その他指定管理者が利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用料金)

第9条 利用者は、武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、定めるものとする。

(利用料金の収入)

第10条 利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第12条 利用者は、武道館の利用に当たって特別の設備をし、又は施設に変更を加え利用しようとするときは、指定管理者の許可を受け、利用者の負担においてこれを行わなければならぬ。

(原状回復)

第13条 利用者は、利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第14条 利用者は、許可を受けた目的以外に武道館を利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償)

第15条 建物又は附属設備を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 武道館の利用許可に関する業務
- (2) 武道館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武道館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第17条 指定管理者が武道館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該の日）から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の柳井市武道館等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお改正前の条例の例による。

別表第1（第9条関係）

武道館利用料金

利用場所	利用料金	利用区分
武道場	1時間につき 1,100円（入場料その他これに類する料金を徴収しないでアマチュアスポーツに利用するときの利用料金）	専用利用料金
トレーニング室	1人 1回（3時間以内） 中学生以下 110円 その他の者 220円	個人利用料金

備考

- 1 入場料等を徴収しないでアマチュアスポーツ以外に利用する場合の専用利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の10倍に相当する額とする。
- 2 入場料等を徴収し、アマチュアスポーツで高校生以下の者が利用する場合の専用利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の3倍に相当する額とし、その他の者が利用する場合の専用利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の10倍に相当する額とする。
- 3 入場料等を徴収し、アマチュアスポーツ以外に利用する場合の専用利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の50倍に相当する額とする。
- 4 武道場は、2分の1に区分して利用することができるものとし、その場合の専用利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1に相当する額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は1時間として計算する。
- 6 利用者が第4条に規定する利用時間を超えて利用するときの専用利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に、その超える利用時間1時間につき、この表に定める利用料金の額の100分の20に相当する額を加算した額とするものとし、この場合において1時間未満の端数は、1時間とする。ただし、2時間を超えて利用することはできない。
- 7 利用者が休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を利用する場合の専用利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に利用する時間数を乗じて得た額の100分の20に相当する額を当該利用料金の額に加算した額とする。
- 8 市の住民以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に利用する時間数を乗じて得た額の100分の50に相当する額を当該利用料金の額に加算した額とする。

- 9 利用時間には、準備及び設備等を原状に復するために必要な時間を含むものとする。
- 10 利用料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第9条関係）

附属施設等利用料金

附属施設等	単位	利用料金
会議・研修室	1日 1回	1, 100円
トレーニング室	1日 1回	730円
放送設備	1日 1回	1, 650円
器具	1点又は1組1回につき	3, 300円の範囲内で市長が別に定める。
冷暖房（会議・研修室）	1時間につき	270円

備考

- 1 会議・研修室は、2分の1に区分して利用することができるものとし、その場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1に相当する額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は1時間として計算する。
- 3 市の住民以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の100分の50に相当する額を当該利用料金の額に加算した額とする。

議案第54号

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年柳井市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(柳井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 柳井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年柳井市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

柳井市事務連絡委託費交付条例の一部改正について

柳井市事務連絡委託費交付条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 25 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市事務連絡委託費交付条例の一部を改正する条例

柳井市事務連絡委託費交付条例（平成 17 年柳井市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「自治会長（自治会長において定めた者を含む。以下「自治会長等」という。）」を「自治会」に改める。

第 2 条中「自治会長等」を「自治会」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 56 号

柳井市基金条例の一部改正について

柳井市基金条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 15 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市基金条例の一部を改正する条例

柳井市基金条例（平成 17 年柳井市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表柳井市日積林野区積立基金の項の次に次のように加える。

柳井市伊保庄林野区積立基金	伊保庄林野区の造林事業、公共事業及びその他運営に必要な経費の財源に充てるため	市有林野区事業特別会計歳入歳出予算で定める額
---------------	--	------------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 57 号

柳井市手数料条例の一部改正について

柳井市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 15 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市手数料条例の一部を改正する条例

柳井市手数料条例（平成 17 年柳井市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表手数料を徴収する事項の欄中「所得証明、納税証明、課税証明書の交付」を「課税証明書及び納税証明書の交付」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第58号

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年柳井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

柳井市市有林野条例の一部改正について

柳井市市有林野条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 15 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市市有林野条例の一部を改正する条例

柳井市市有林野条例（平成 17 年柳井市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「及び阿月」を「、伊保庄及び阿月」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 60 号

柳井市下水道条例の一部改正について

柳井市下水道条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 15 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市下水道条例の一部を改正する条例

柳井市下水道条例（平成 17 年柳井市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、この限りでない。

(1) 除害施設の新設等の工事を行う場合において、市長が除害施設の工事に関し技能を有すると認めた者が行う工事

(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第 24 条第 2 項第 4 号中「（昭和 27 年法律第 292 号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

柳井市農業集落排水施設条例の一部改正について

柳井市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 15 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

柳井市農業集落排水施設条例（平成 17 年柳井市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

柳井市大畠総合センターの指定管理者の指定について

下記のとおり柳井市大畠総合センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称 柳井市大畠総合センター

位 置 柳井市神代4830番地

2 指定管理者となる団体

名 称 大畠地区社会福祉協議会

代表者名 会長 堀内 洋

所 在 地 柳井市神代4830番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第63号

柳井市平郡デイサービスセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり柳井市平郡デイサービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称 柳井市平郡デイサービスセンター

位 置 柳井市平郡1824番地2

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会

代表者名 会長 杉森 定夫

所 在 地 柳井市南町三丁目9番2号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第64号

柳井市大畠観光センターの指定管理者の指定について

下記のとおり柳井市大畠観光センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称 柳井市大畠観光センター

位 置 柳井市神代4144番地9

2 指定管理者となる団体

名 称 大畠産業振興協会

代表者名 会長 河本義方

所 在 地 柳井市神代4830番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第65号

アクティブやしないの指定管理者の指定について

下記のとおりアクティブやしないの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称 アクティブやしない

位 置 柳井市柳井3718番地16

2 指定管理者となる団体

名 称 公益社団法人 柳井広域シルバー人材センター

代表者名 理事長 内藤 英博

所 在 地 柳井市南町三丁目9番2号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第66号

月性展示館の指定管理者の指定について

下記のとおり月性展示館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称 月性展示館

位 置 柳井市遠崎1245番地2

2 指定管理者となる団体

名 称 公益財団法人 僧月性顕彰会

代表者名 代表理事 西原光治

所 在 地 柳井市大畠1500番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 6 7 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 15 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 契約の目的 | 庁舎浸水対策改修電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 163,680,000 円 |
| 変更後の契約金額 | 198,803,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市新市沖 2 番 13 号 |

トオル電気株式会社 代表取締役 宮 本 稔

(参考)

工事名 庁舎浸水対策改修電気設備工事

変更前の工期 自 令和7年6月28日
至 令和8年3月27日

変更後の工期 自 令和7年6月28日
至 令和8年5月29日

議案第68号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき行う国営南周防土地改良事業の施行に伴い、別紙のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
日積	高免	日積	大原	4 6 3 7 の 1 の一部	田
〃	捻藪	〃	鳥屋尾	4 9 2 4	〃
〃	大原	〃	高免	5 1 8 3 の 6 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	5 1 8 4 の 1 の一部	〃

処分前の土地に接する市有地である水路を併せて変更する。

東割石換地区

字の区域の変更明細書

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
日積	道勘	日積	宗行	8522の2の一部	田
〃	〃	〃	〃	8523の一部	畠
〃	実近	〃	道勘	8550の1の一部	田
〃	道勘	〃	実近	8571の一部	〃
〃	〃	〃	〃	8572の一部	〃
〃	〃	〃	〃	8574の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	8587の一部	〃

処分前の土地に接する市有地である水路を併せて変更する。

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
伊保庄	砂入	伊保庄	横田	2836の4	田
〃	田口	〃	砂入	2905の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2906の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2907の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2913の3の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2913の4の一部	宅地
〃	諸井田	〃	上峠	3047の1の一部	田
〃	上峠	〃	諸井田	3078の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3078の2の一部	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	3078の3の一部	田
〃	諸井田	〃	上岡	3079の1の一部	〃
〃	上峠	〃	〃	3079の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3079の2の一部	雑種地
〃	諸井田	〃	〃	3079の2の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3079の3	田
〃	〃	〃	〃	3079の4	宅地
〃	上峠	〃	〃	3079の5	公衆用道路
〃	諸井田	〃	〃	3080の1の一部	田
〃	上峠	〃	〃	3080の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3080の2	公衆用道路
〃	諸井田	〃	〃	3081の1の一部	畠
〃	上峠	〃	〃	3081の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3081の2の一部	公衆用道路
〃	諸井田	〃	〃	3081の2の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3089	山林
〃	〃	〃	〃	3090	畠
〃	〃	〃	〃	3091	山林
〃	〃	〃	〃	3092	田
〃	〃	〃	〃	3093の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3093の2の一部	雑種地

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
伊保庄	諸井田	伊保庄	上岡	3093の3の一部	田
〃	〃	〃	〃	3093の4の一部	宅地
〃	〃	〃	折出	3172の1の一部	田
〃	〃	〃	〃	3173の1の一部	畠
〃	〃	〃	〃	3173の2	田
〃	〃	〃	〃	3173の3の一部	雑種地
〃	〃	〃	〃	3174の2	畠
〃	〃	〃	〃	3175の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3175の2の一部	宅地
〃	〃	〃	原	3213の1の一部	田
〃	〃	〃	〃	3213の2の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3215の5の一部	公衆用道路

処分前の土地に接する市有地である道路、水路を併せて変更する。

伊保庄第2換地区

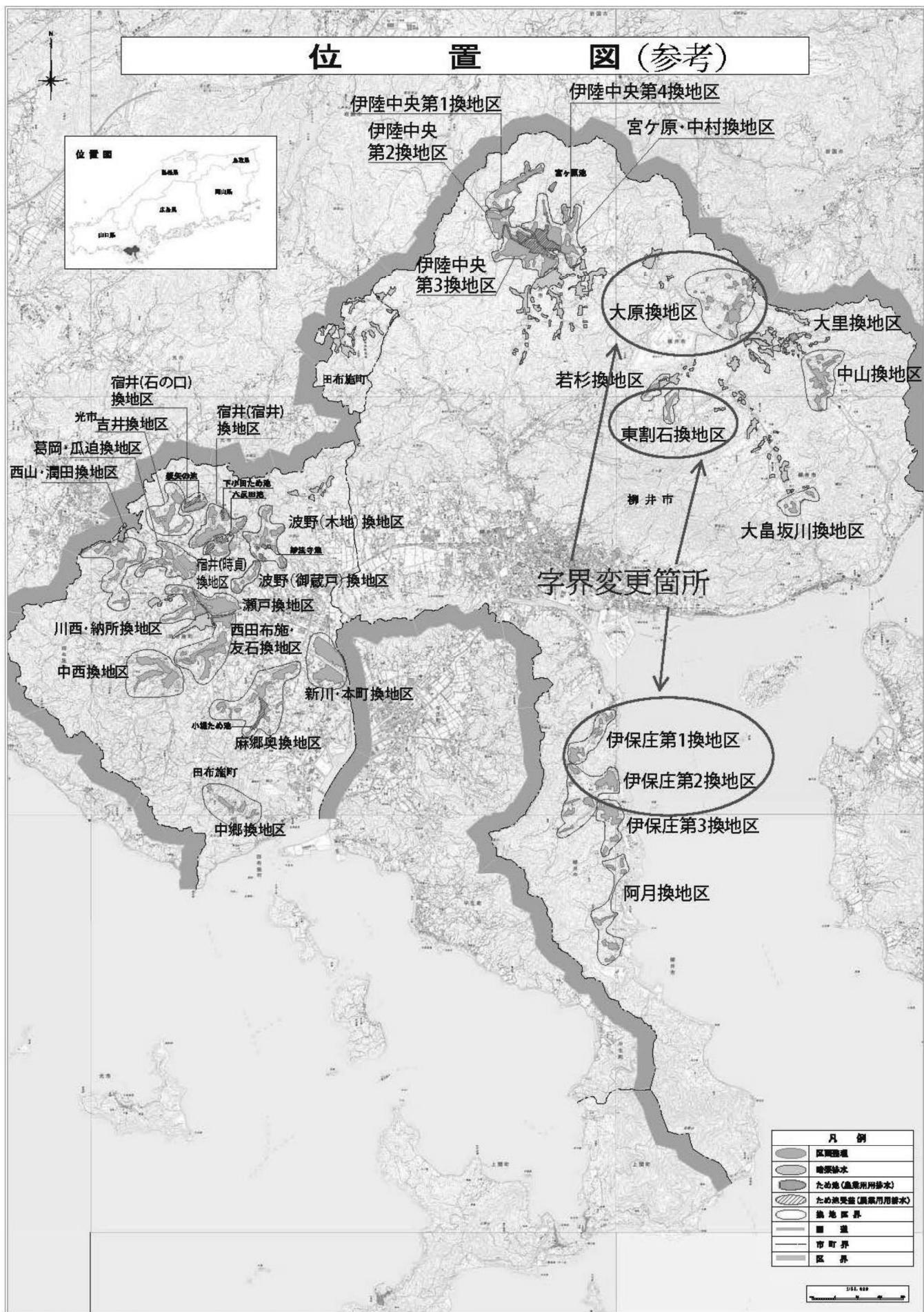
字の区域の変更明細書

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
伊保庄	長尾原	伊保庄	引地	1230の1の一部	田
〃	下疫神	〃	〃	1230の1の一部	〃
〃	引地	〃	庚申原	1234の6	公衆用道路
〃	〃	〃	上阿原	1248の2	〃
〃	〃	〃	〃	1248の5	田
〃	〃	〃	〃	1250の4	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1250の7	田
〃	〃	〃	〃	1250の8	〃
〃	〃	〃	〃	1258の2	宅地
〃	〃	〃	〃	1258の3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1258の4	田
〃	〃	〃	〃	1262	山林
〃	流田	〃	刈屋田	1469の3	雑種地
〃	〃	〃	〃	1469の4	田
〃	〃	〃	〃	1470の3	〃
〃	長尾原	〃	清力	1524の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	1526の一部	〃
〃	引地	〃	長尾原	1529の一部	〃
〃	〃	〃	〃	1529の1の一部	畠
〃	下疫神	〃	〃	1529の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	1531の1の一部	田
〃	〃	〃	〃	1531の2の一部	〃
〃	〃	〃	〃	1537の一部	〃
〃	下福井原	〃	福井原	1852の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	1853の1の一部	〃
〃	山近	〃	城力	2326の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2326の2の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2326の3の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2326の4	〃
〃	〃	〃	〃	2326の5の一部	〃

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
伊保庄	山近	伊保庄	城力	2326の6	田
〃	〃	〃	〃	2326の7	〃
〃	〃	〃	〃	2326の8	〃
〃	〃	〃	〃	2326の9	〃
〃	〃	〃	〃	2326の10	〃
〃	〃	〃	〃	2334の1	〃
〃	〃	〃	〃	2334の2	〃
〃	〃	〃	〃	2334の3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	2335の1	田
〃	〃	〃	〃	2335の2	公衆用道路
〃	長宗	〃	山近	2346の1の一部	田
〃	山近	〃	長宗	2421の1の一部	畠
〃	〃	〃	〃	2421の4の一部	公衆用道路
〃	明力	〃	五反田	2484	田
〃	〃	〃	〃	2485の1	〃
〃	〃	〃	〃	2486	〃
〃	〃	〃	〃	2487の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2487の2	ため池
〃	〃	〃	〃	2490の一部	田
〃	〃	〃	〃	2491の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2492の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2493の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2494の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2495の1の一部	〃
〃	五反田	〃	前小野	2500の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2501の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2504の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2505の1の一部	〃
〃	前小野	〃	川尻	2520の1	〃
〃	〃	〃	〃	2521	〃

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
伊保庄	前小野	伊保庄	川尻	2522の一部	田
〃	〃	〃	〃	2523の1の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2523の2	ため池
〃	〃	〃	〃	2524	田
〃	〃	〃	〃	2530の1	〃
〃	〃	〃	〃	2553の1	〃
〃	〃	〃	〃	2553の3	〃

処分前の土地に接する市有地である道路、水路を併せて変更する。



議案第69号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

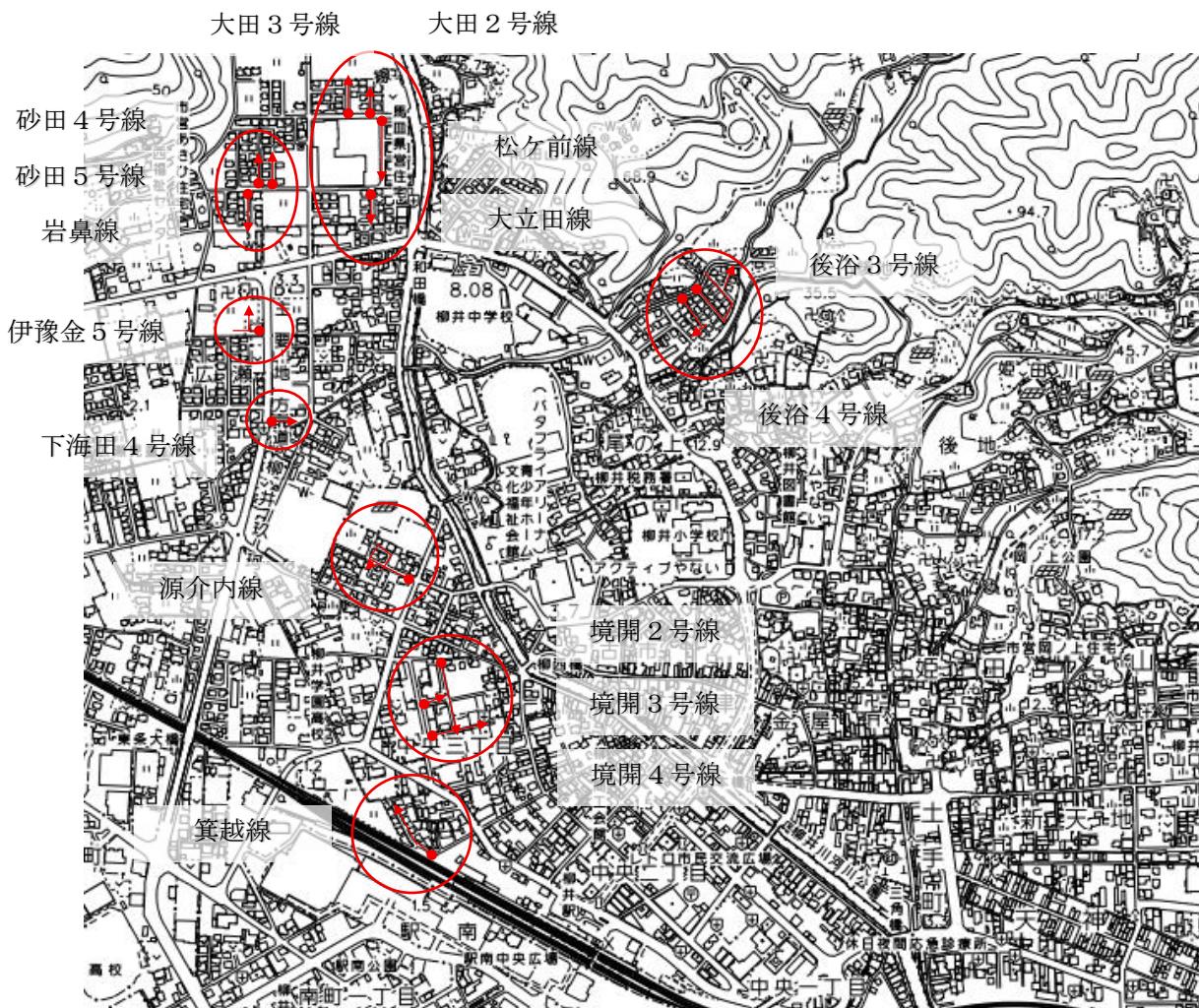
路線番号	路線名	起終点	重要な経過地
1300	伊豫金5号線	柳井市柳井字伊予金4756-17 柳井市柳井字伊予金4758-9	伊予金
1301	山崎4号線	柳井市柳井字宮ノ前246-1 柳井市柳井字山崎306-1	山崎
1302	稻積1号線	柳井市柳井字稻積14-1 柳井市柳井字稻積16-6	稻積
1303	稻積2号線	柳井市柳井字稻積13-1 柳井市柳井字稻積13-1	稻積
1304	後浴3号線	柳井市柳井字後浴3928-12 柳井市柳井字後浴3928-22	後浴
1305	後浴4号線	柳井市柳井字後浴3927-5 柳井市柳井字後浴3927-14	後浴
1306	岩鼻線	柳井市柳井字岩鼻4769-1 柳井市柳井字岩鼻4769-8	岩鼻
1307	下海田4号線	柳井市柳井字下海田4742-5 柳井市柳井字下海田4742-7	下海田
1308	行年線	柳井市柳井字行年102-3 柳井市柳井字行年102-5	行年

1309	松ヶ前線	柳井市柳井字松ヶ前 4688-1 柳井市柳井字松ヶ前 4689-1	松ヶ前
1310	大田2号線	柳井市柳井字大田 4684-1 柳井市柳井字大田 4684-7	大田
1311	大田3号線	柳井市柳井字大田 4679-1 柳井市柳井字大田 4679-6	大田
1312	河原4号線	柳井市柳井字河原 1509-7 柳井市柳井字河原 1509-10	河原
1313	大立田線	柳井市柳井字大立田 4705-3 柳井市柳井字大立田 4705-10	大立田
1314	砂田4号線	柳井市柳井字砂田 4771-12 柳井市柳井字砂田 4771-15	砂田
1315	砂田5号線	柳井市柳井字砂田 4696-12 柳井市柳井字砂田 4696-10	砂田
1316	源介内線	柳井市柳井字樋ノ上 3836-6 柳井市柳井字源介内 3851-10	源介内
1317	田布路木新開線	柳井市古開作字田布路木新開 979-5 柳井市伊保庄字東田布路木 5209-2	田布路木新開
1318	境開2号線	柳井市中央三丁目 283-1 柳井市中央三丁目 282-4	中央三丁目
1319	境開3号線	柳井市中央三丁目 278-1 柳井市中央三丁目 278-1	中央三丁目
1320	境開4号線	柳井市中央三丁目 279-1 柳井市中央三丁目 282-4	中央三丁目
1321	東土手2号線	柳井市東土手 2612-51 柳井市東土手 2582-20	東土手

1322	箕越線	柳井市中央三丁目 259-1 柳井市中央三丁目 260-28	中央三丁目
2065	長祖生線	柳井市伊陸字長祖生 12431-21 柳井市伊陸字長祖生 12439-1	長祖生
3037	岡土居線	柳井市伊陸字岡土居 5446-5 柳井市伊陸字岡土居 5454-8	岡土居
4072	苗代地2号線	柳井市新庄字苗代地 2952-1 柳井市新庄字苗代地 2954-1	苗代地
4073	新庄宮ノ前線	柳井市新庄字宮ノ前 2606-12 柳井市新庄字宮ノ前 2606-8	宮ノ前
4074	築出2号線	柳井市新庄字築出 6-16 柳井市新庄字築出 6-20	築出
4075	樋ノ口線	柳井市新庄字樋ノ口 447-11 柳井市新庄字樋ノ口 447-11	樋ノ口
5035	長尾山新宮線	柳井市余田字長尾山 3269-7 柳井市余田字新宮 10824-4	長尾山
6056	旭ヶ丘8号線	柳井市旭ヶ丘 7004-1 柳井市伊保庄字笠首 5100-18	旭ヶ丘
6057	旭ヶ丘9号線	柳井市旭ヶ丘 7002-2 柳井市旭ヶ丘 7002-8	旭ヶ丘
6058	旭ヶ丘10号線	柳井市旭ヶ丘 7003-10 柳井市旭ヶ丘 7003-11	旭ヶ丘
6059	疫神宮田線	柳井市伊保庄字疫神 3488-1 柳井市伊保庄字宮田 3474-1	疫神

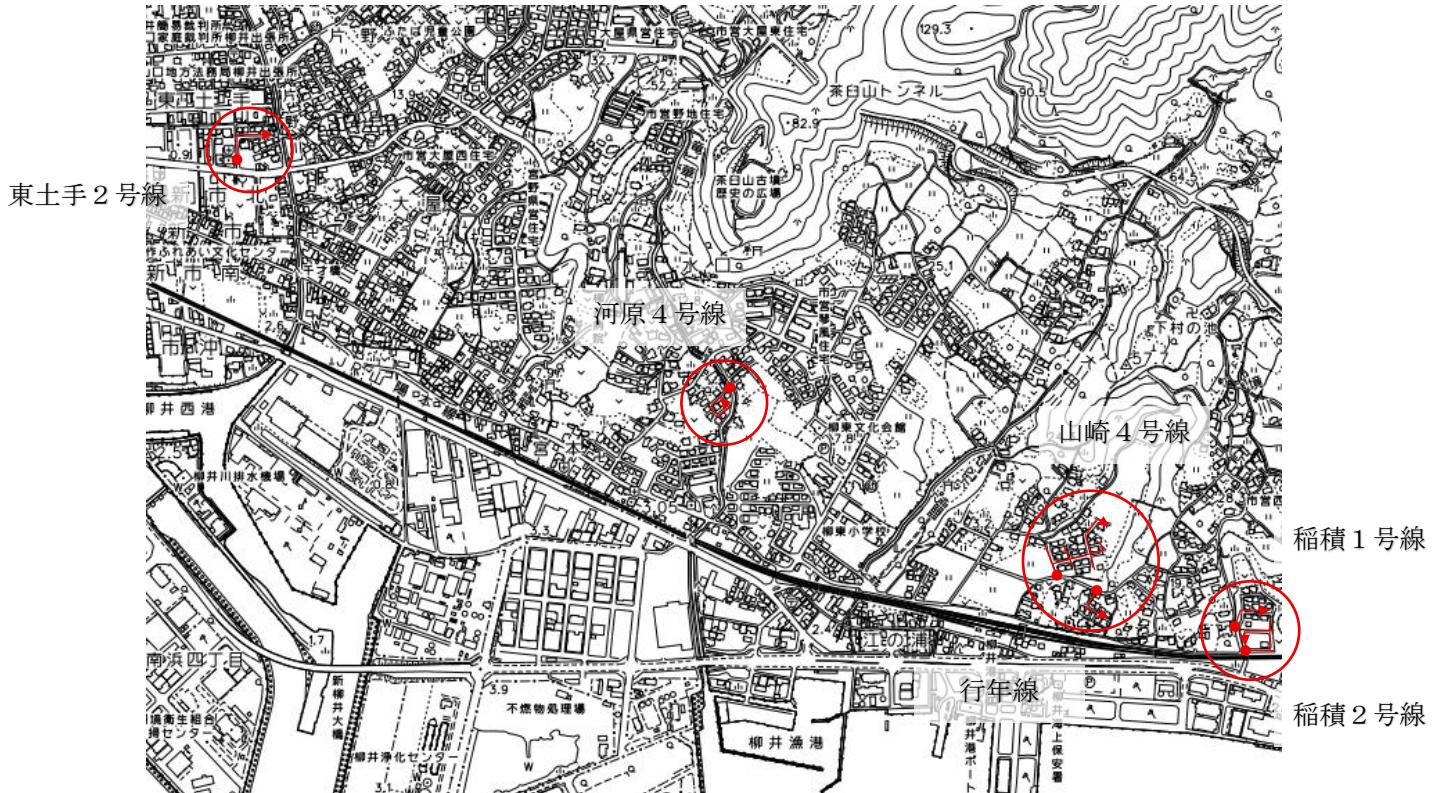
位置図

(大田 2 号線、大田 3 号線、後浴 3 号線、後浴 4 号線、岩鼻線、伊豫金 5 号線、下海田 4 号線、松ヶ前線、大立田線、砂田 4 号線、砂田 5 号線、源介内線、箕越線、境開 2 号線、境開 3 号線、境開 4 号線)



位置図

(東土手 2 号線、河原 4 号線、山崎 4 号線、行年線、稲積 1 号線、稲積 2 号線)



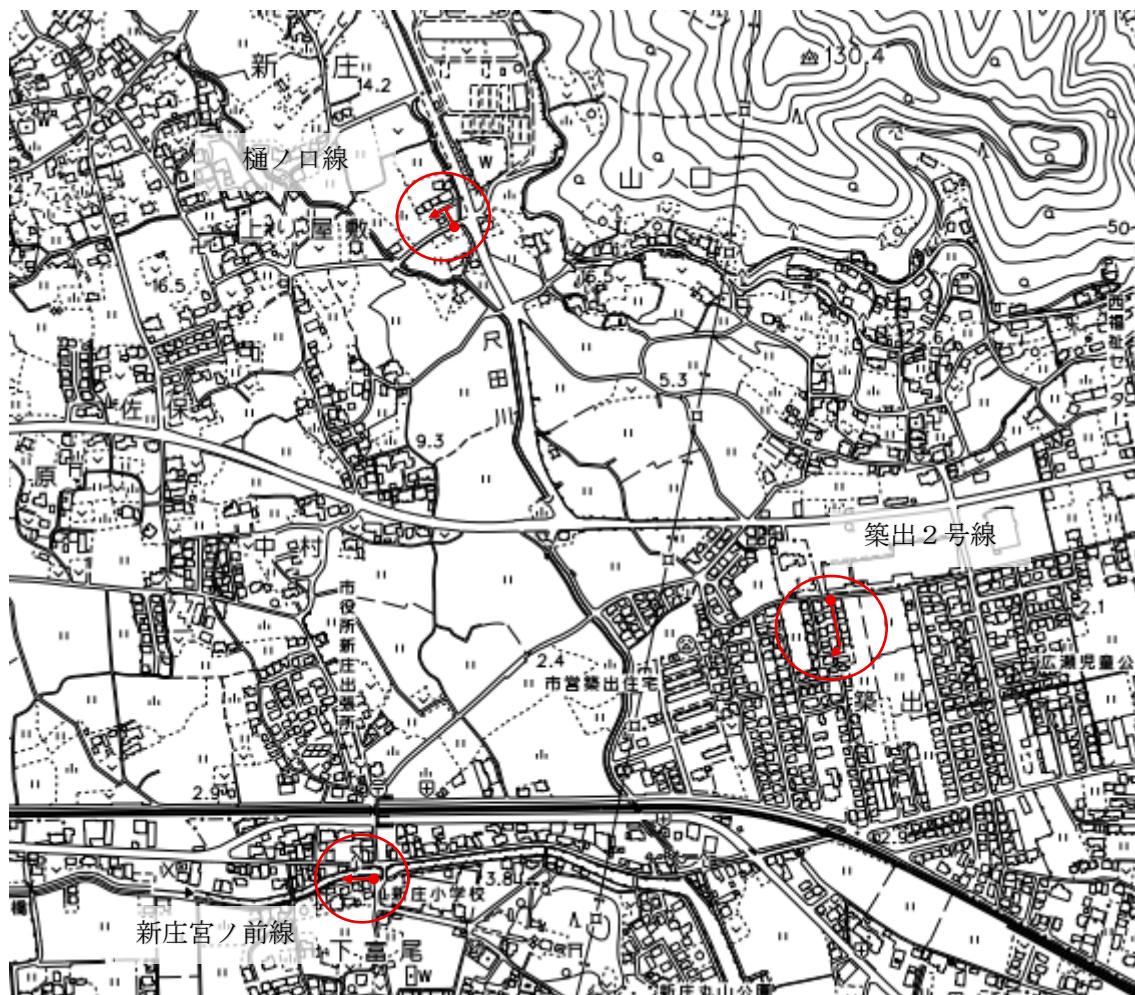
位置図

(岡土居線、長祖生線)



位置図

(新庄宮ノ前線、築出2号線、樋ノ口線)



位置図

(長尾山新宮線)



位置図

(苗代地 2 号線、田布路木新開線、旭ヶ丘 8 号線、旭ヶ丘 9 号線、旭ヶ丘 10 号線)

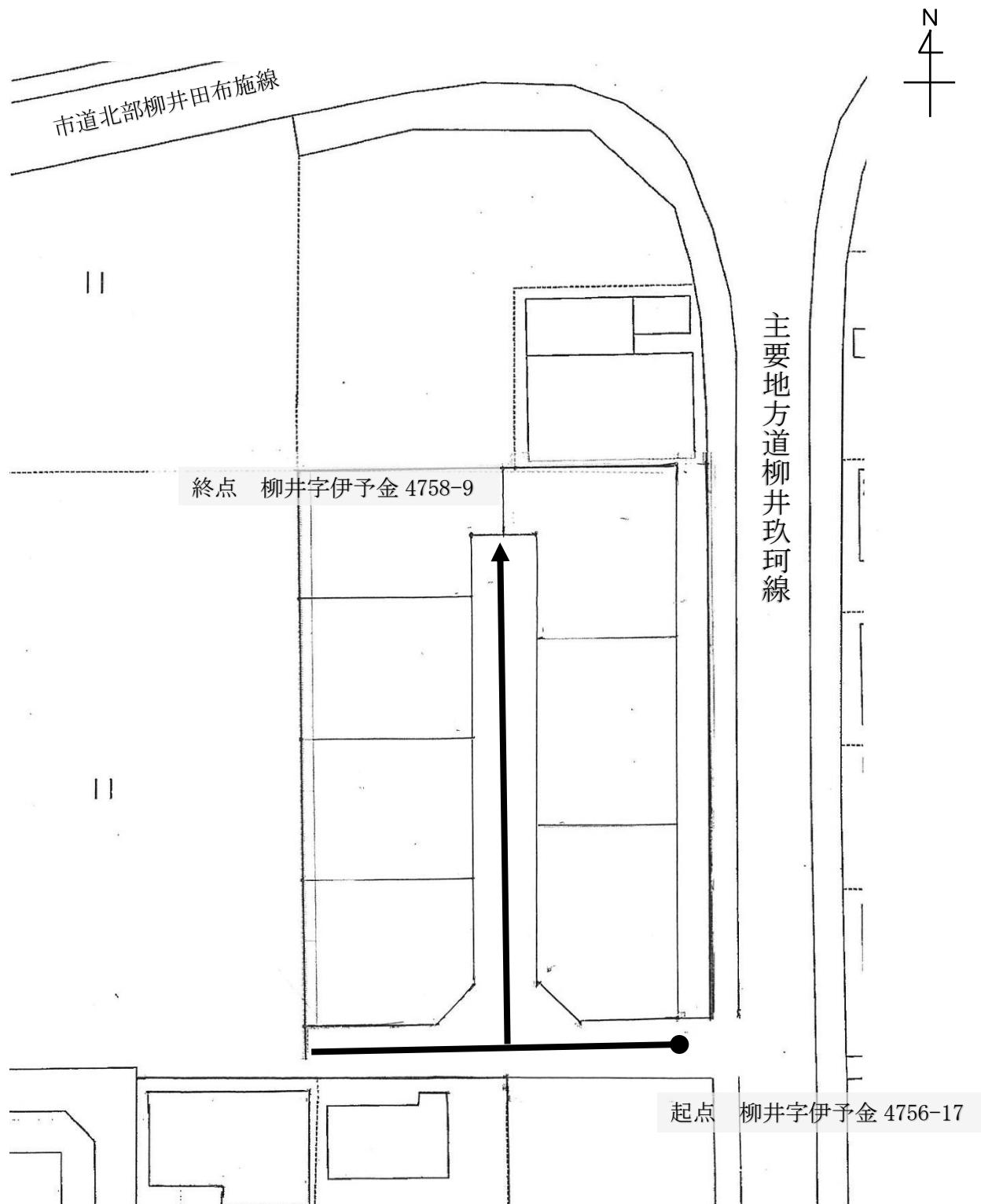


位置図

(疫神宮田線)

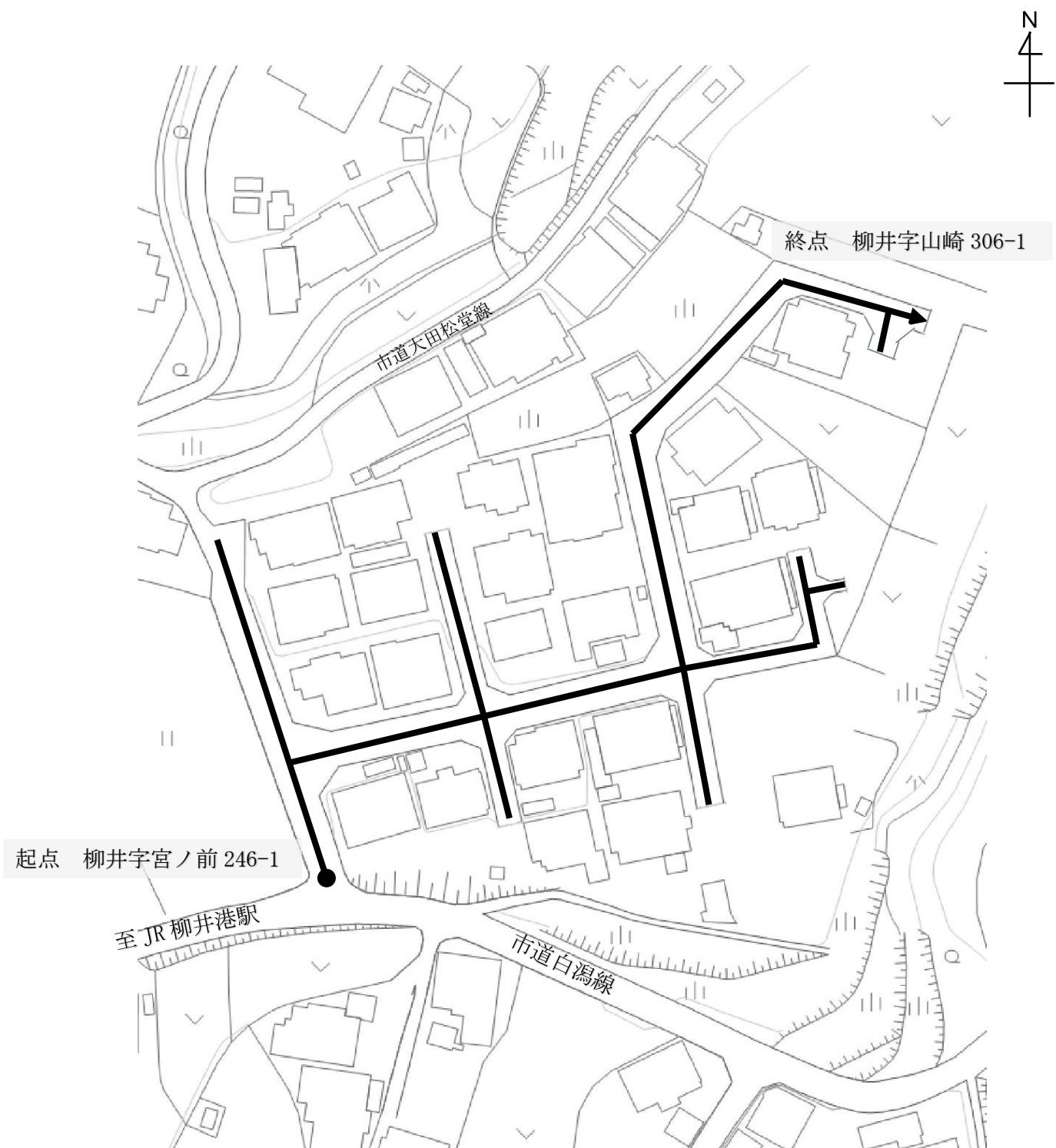


市道 伊豫金 5 号線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1300	伊豫金 5 号線	67.4 m	6 m

市道 山崎 4 号線



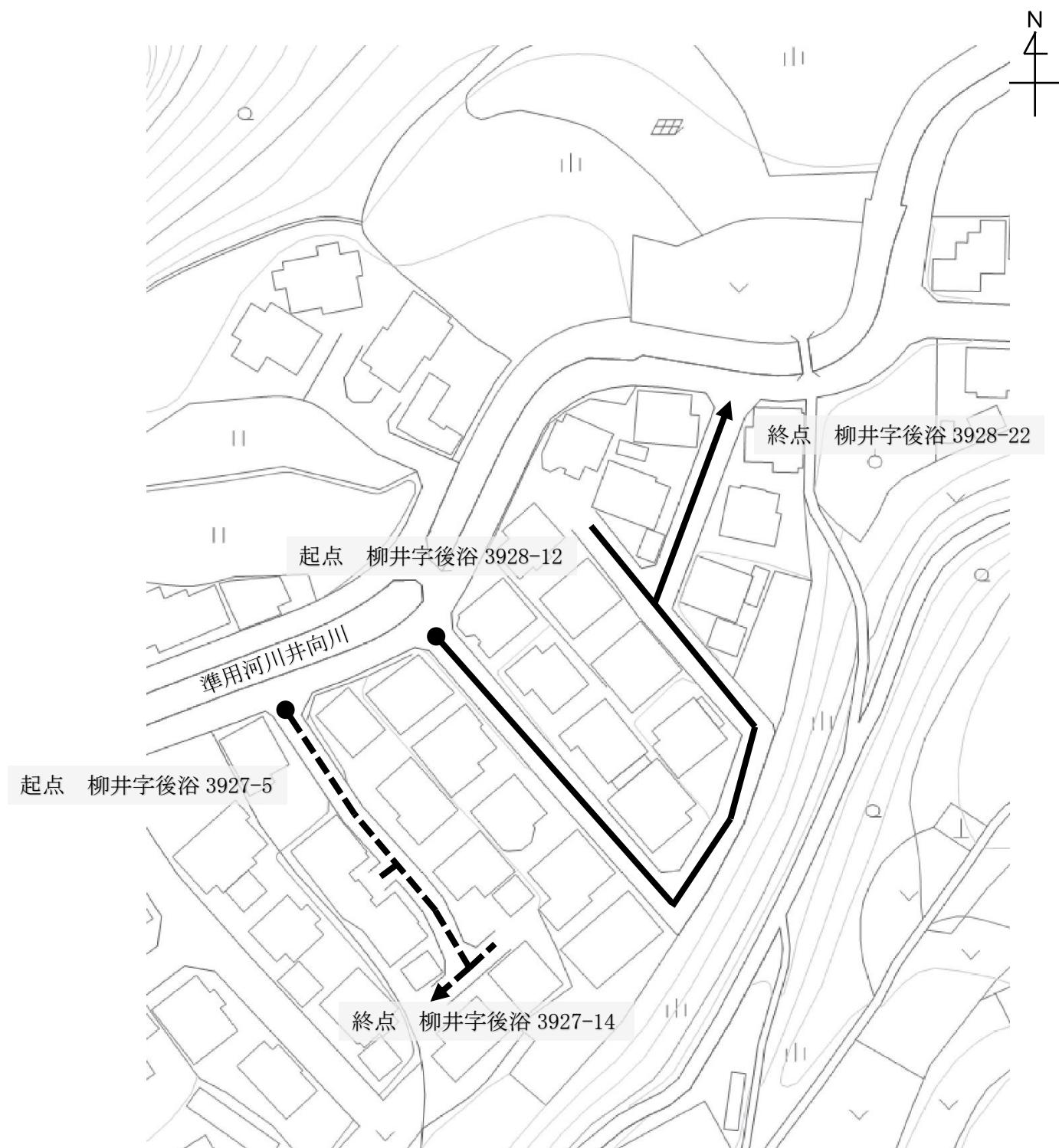
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
●→	1 3 0 1	山崎 4 号線	3 3 0 m	4 m～6 m

市道 稲積 1 号線 稲積 2 号線



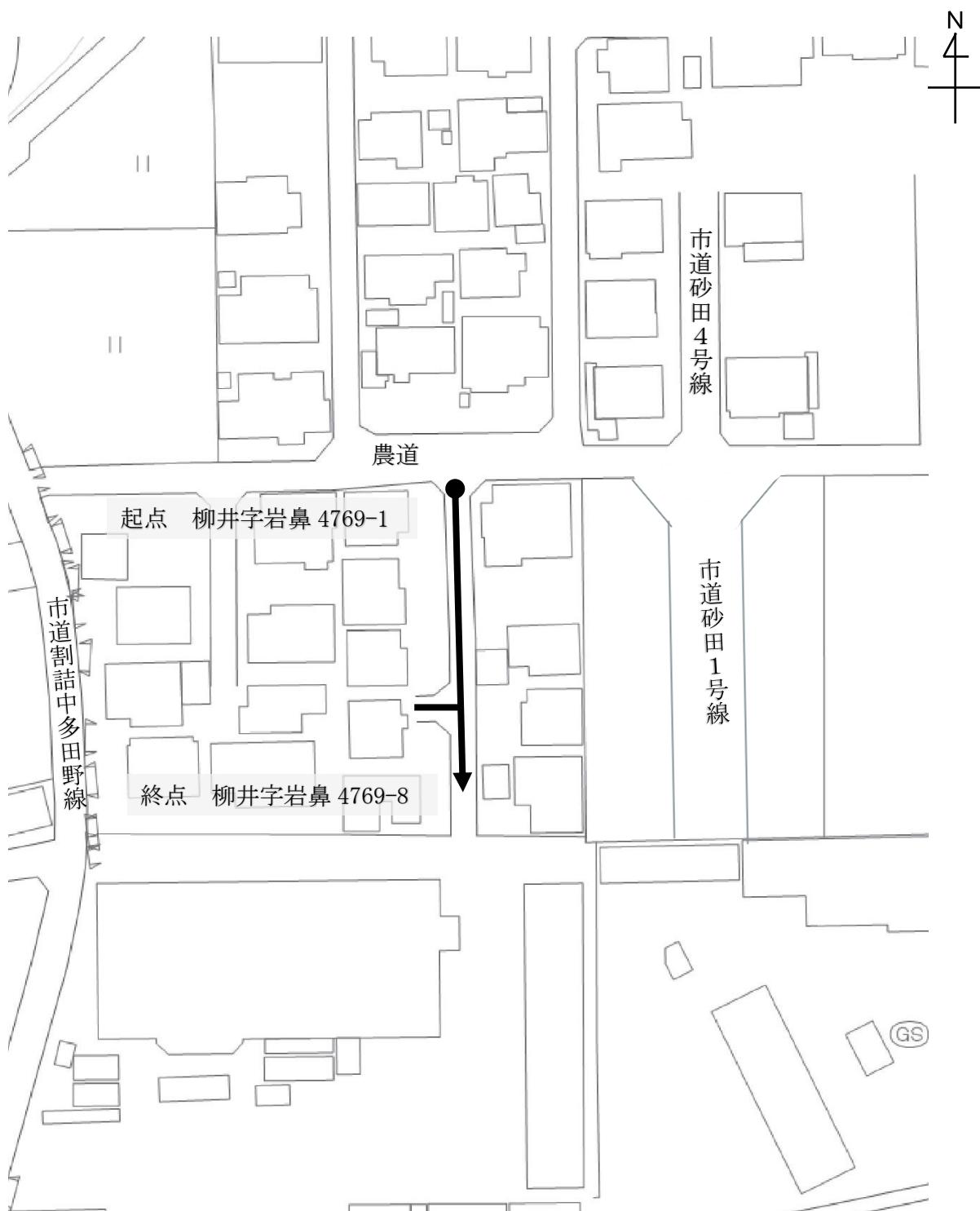
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
●→	1302	稲積 1 号線	87m	4m
●---→	1303	稲積 2 号線	204m	4m~6m

市道 後浴 3 号線 後浴 4 号線



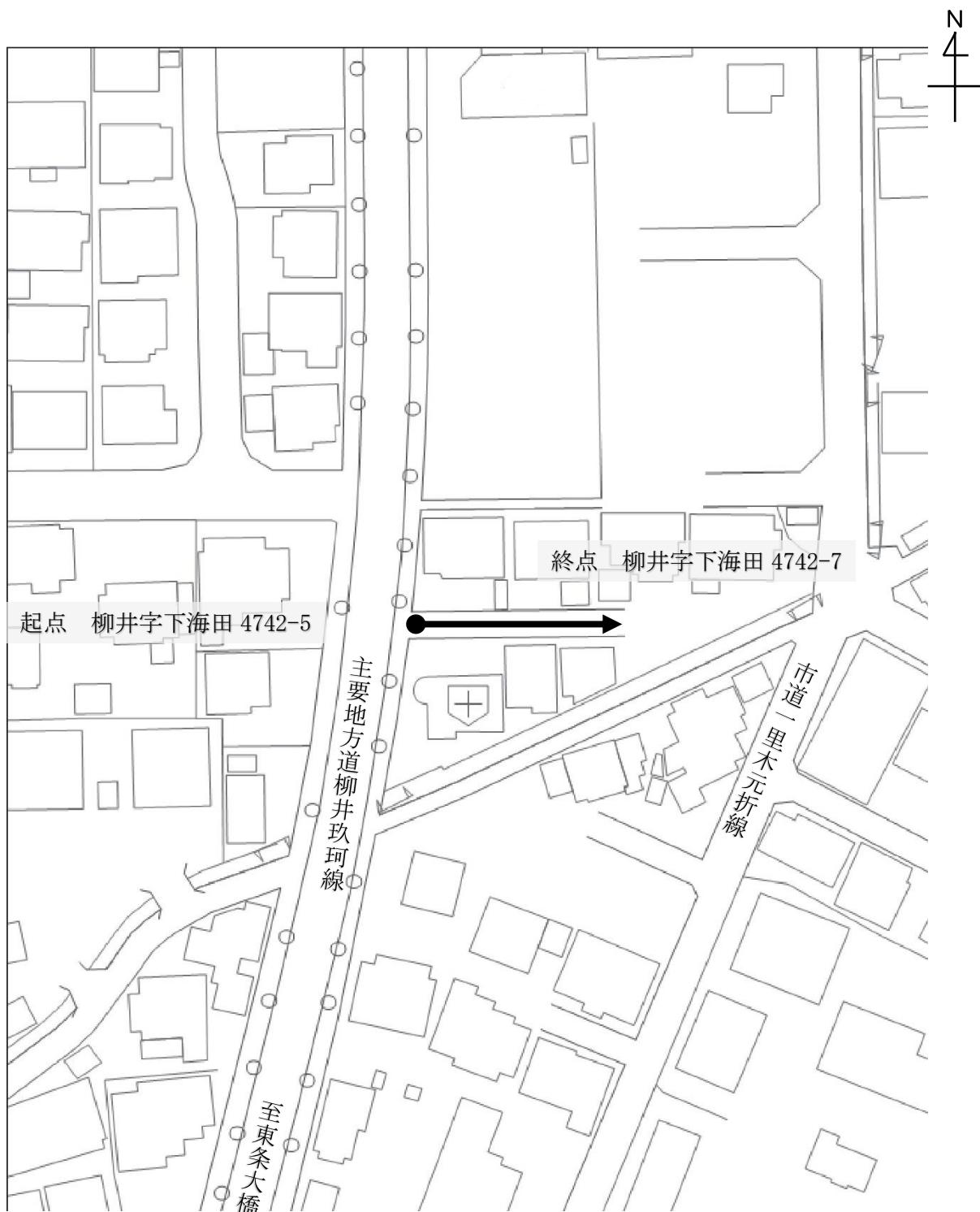
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
●→	1304	後浴 3 号線	170 m	5 m
●---→	1305	後浴 4 号線	59 m	4 m

市道 岩鼻線



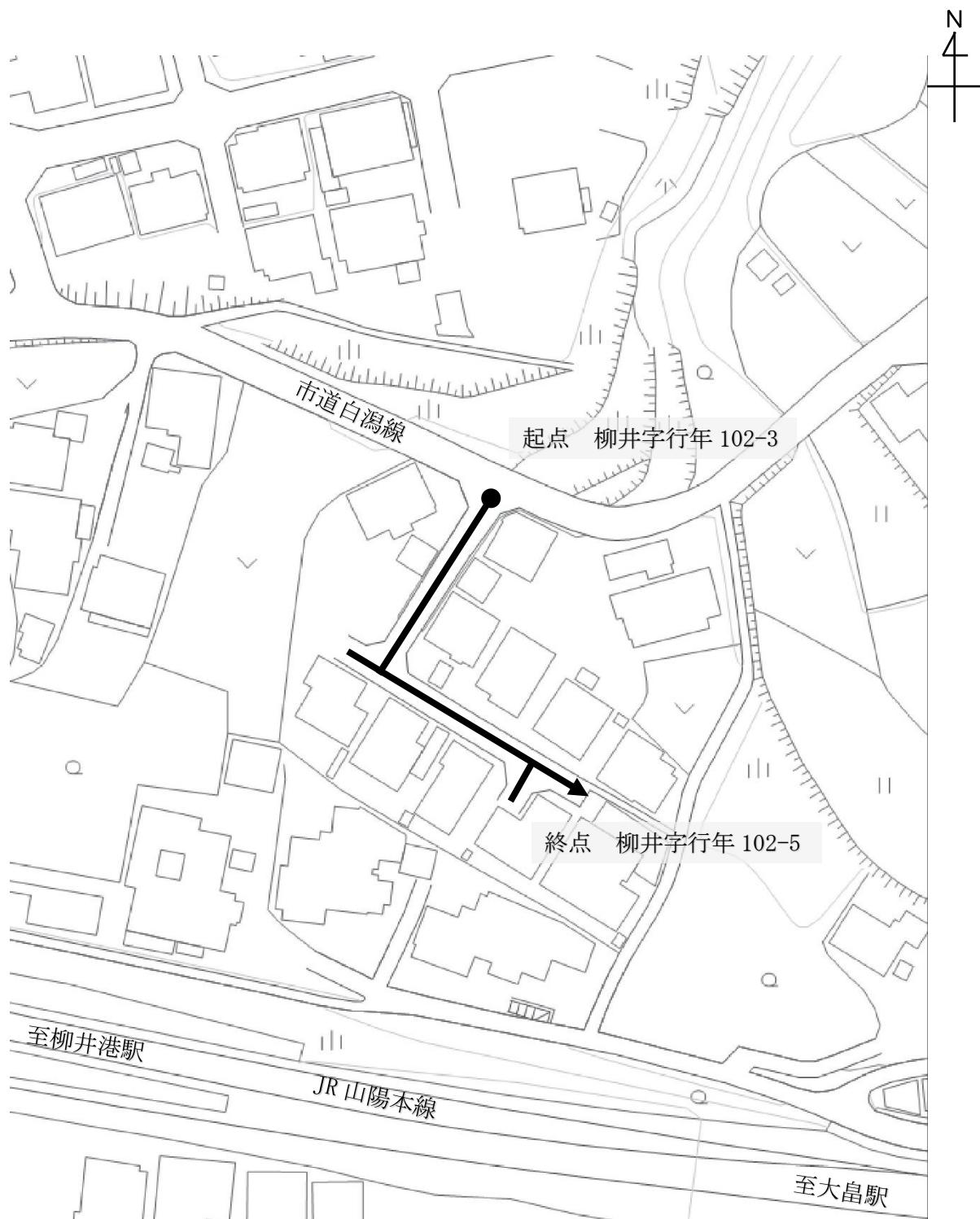
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1306	岩鼻線	45m	4m

市道 下海田 4 号線



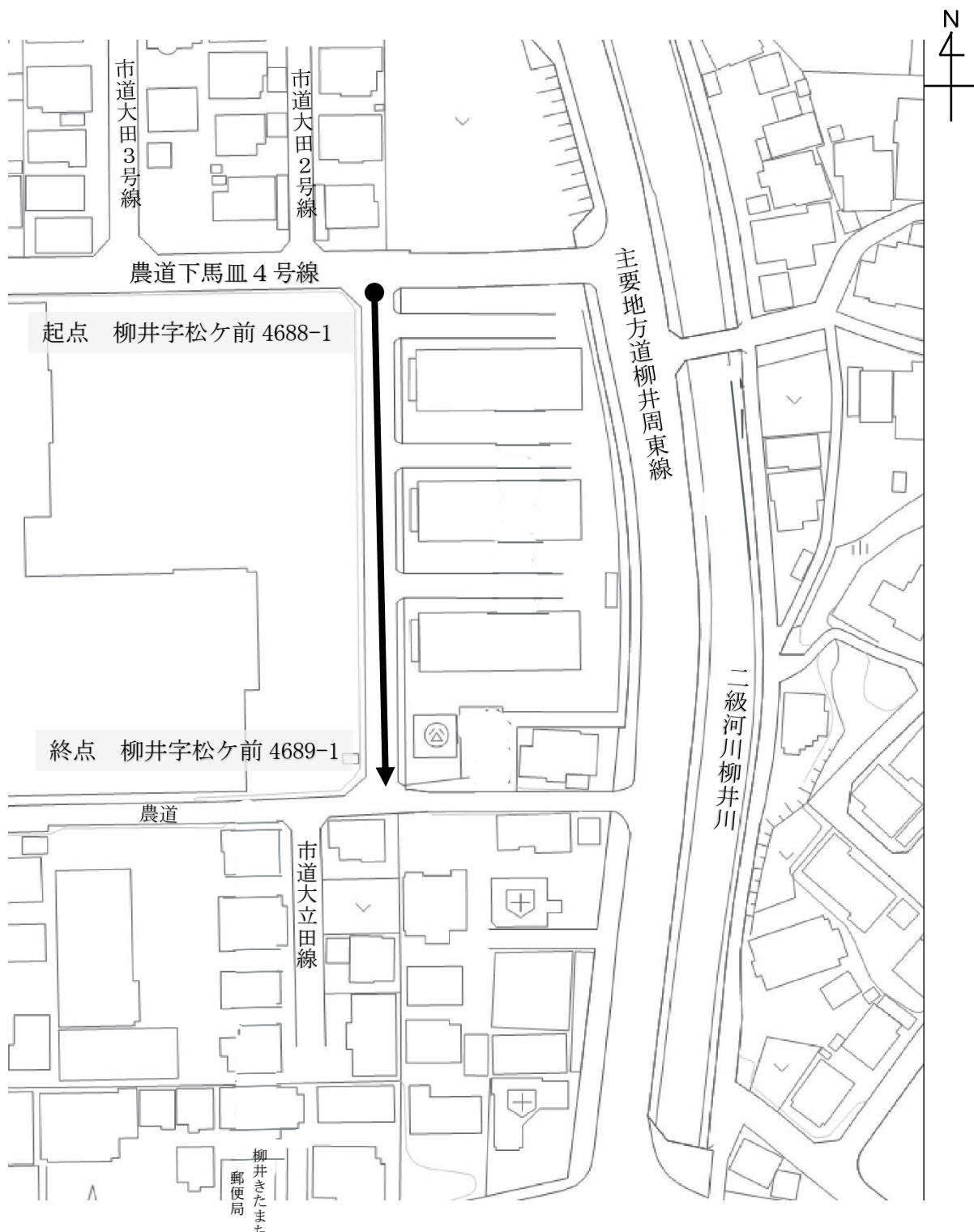
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
●→	1 3 0 7	下海田 4 号線	2 9 m	4 m

市道 行年線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1308	行年線	68m	4m

市道 松ヶ前線



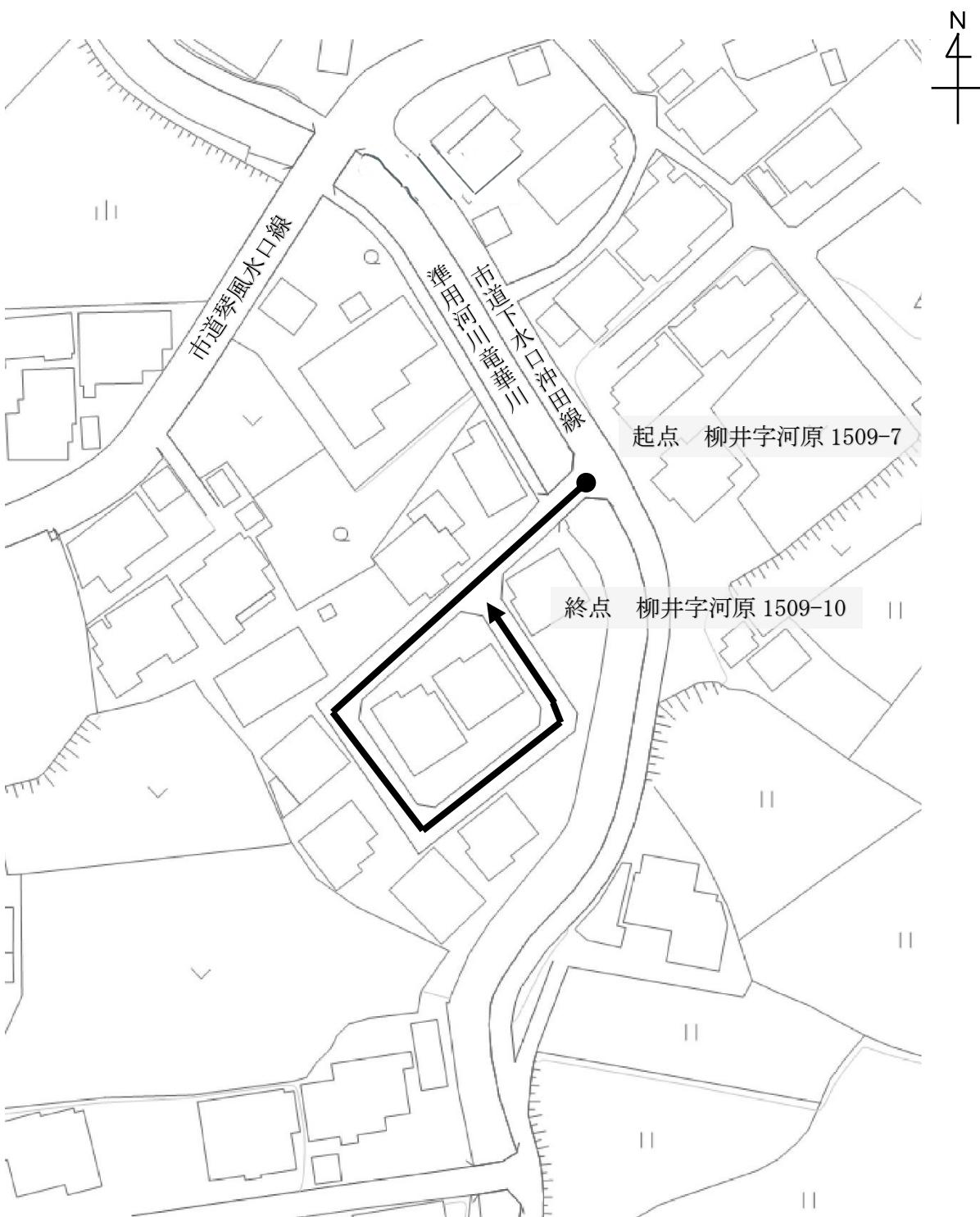
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1309	松ヶ前線	105m	9m

市道 大田 2 号線 大田 3 号線



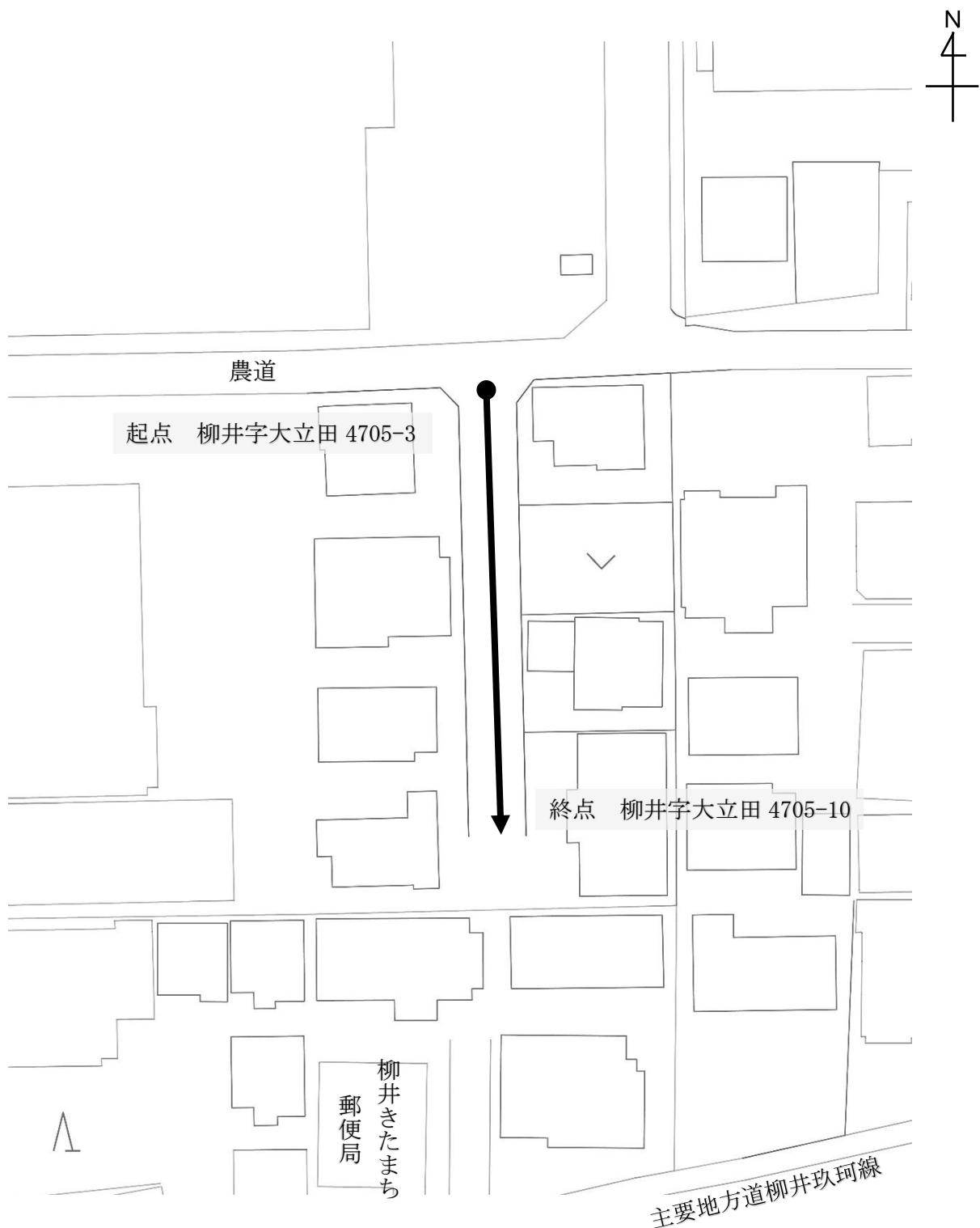
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1310	大田 2 号線	35 m	4 m
→	1311	大田 3 号線	49 m	6 m

市道 河原 4 号線



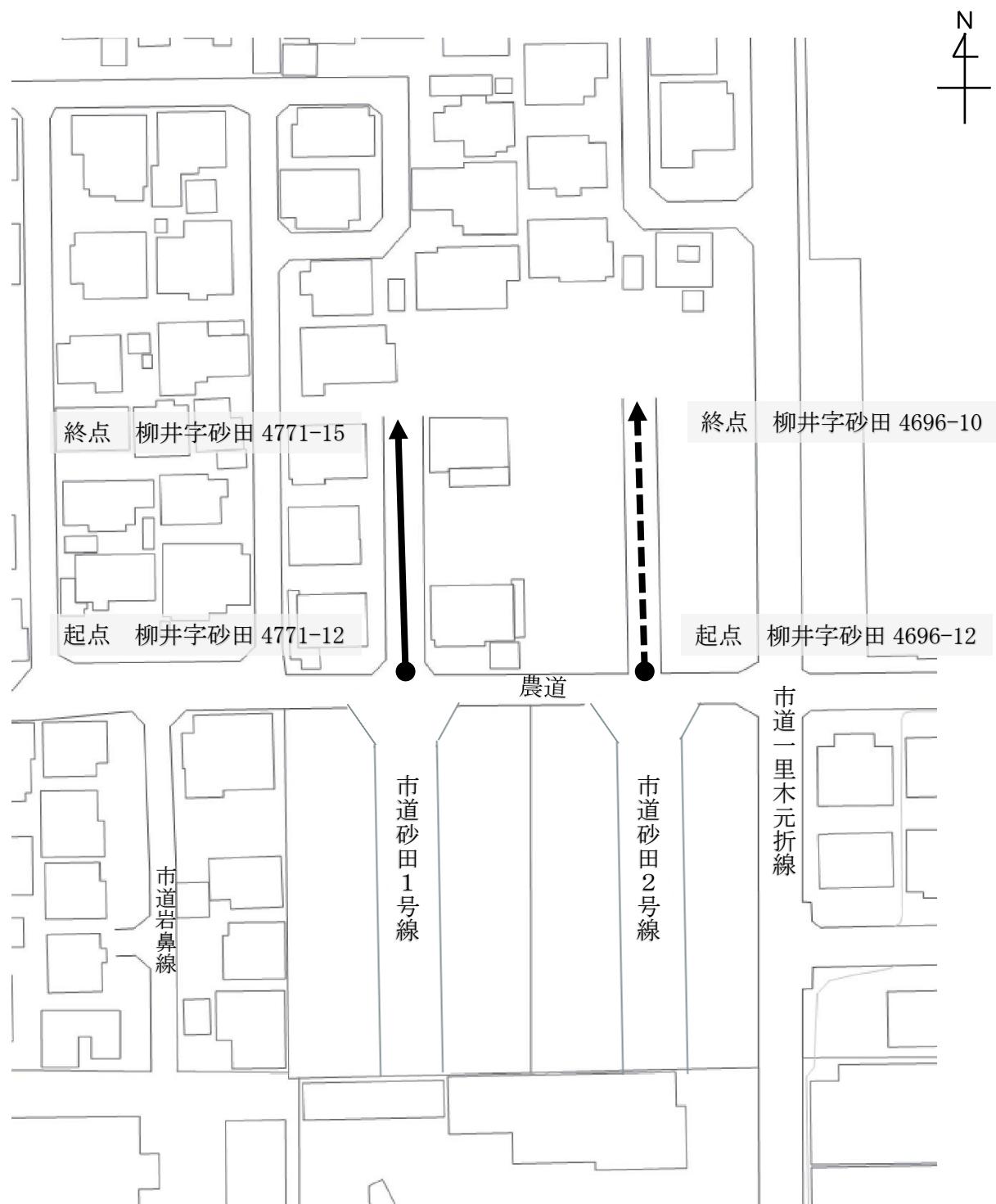
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1 3 1 2	河原 4 号線	1 2 0 m	4 m

市道 大立田線



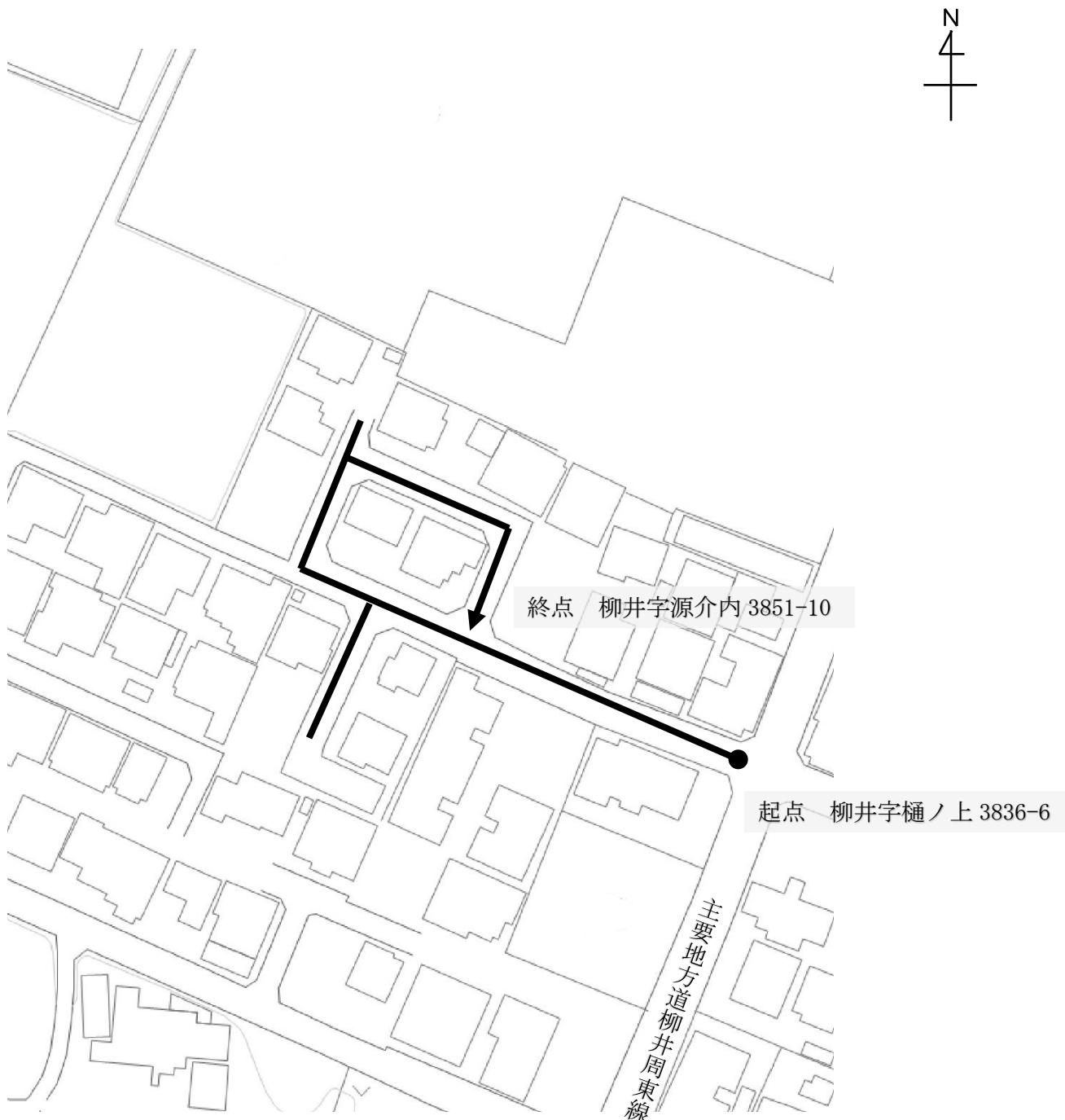
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1 3 1 3	大立田線	4 7 m	6 m

市道 砂田 4 号線 砂田 5 号線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
●→	1 3 1 4	砂田 4 号線	3 9 m	6 m
●---→	1 3 1 5	砂田 5 号線	4 1 m	6 m

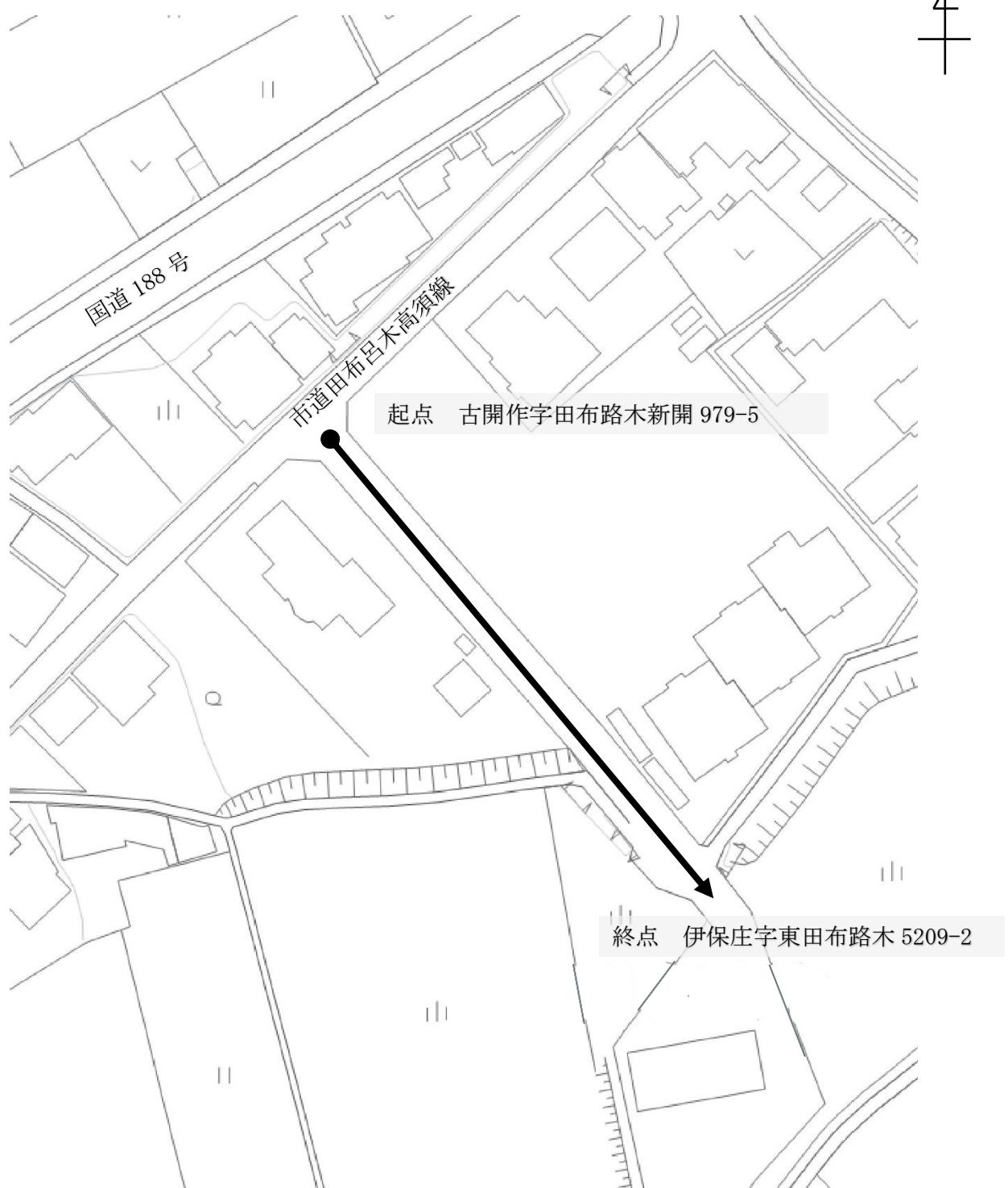
市道 源介内線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1 3 1 6	源介内線	1 7 5 m	4 ~ 5 m

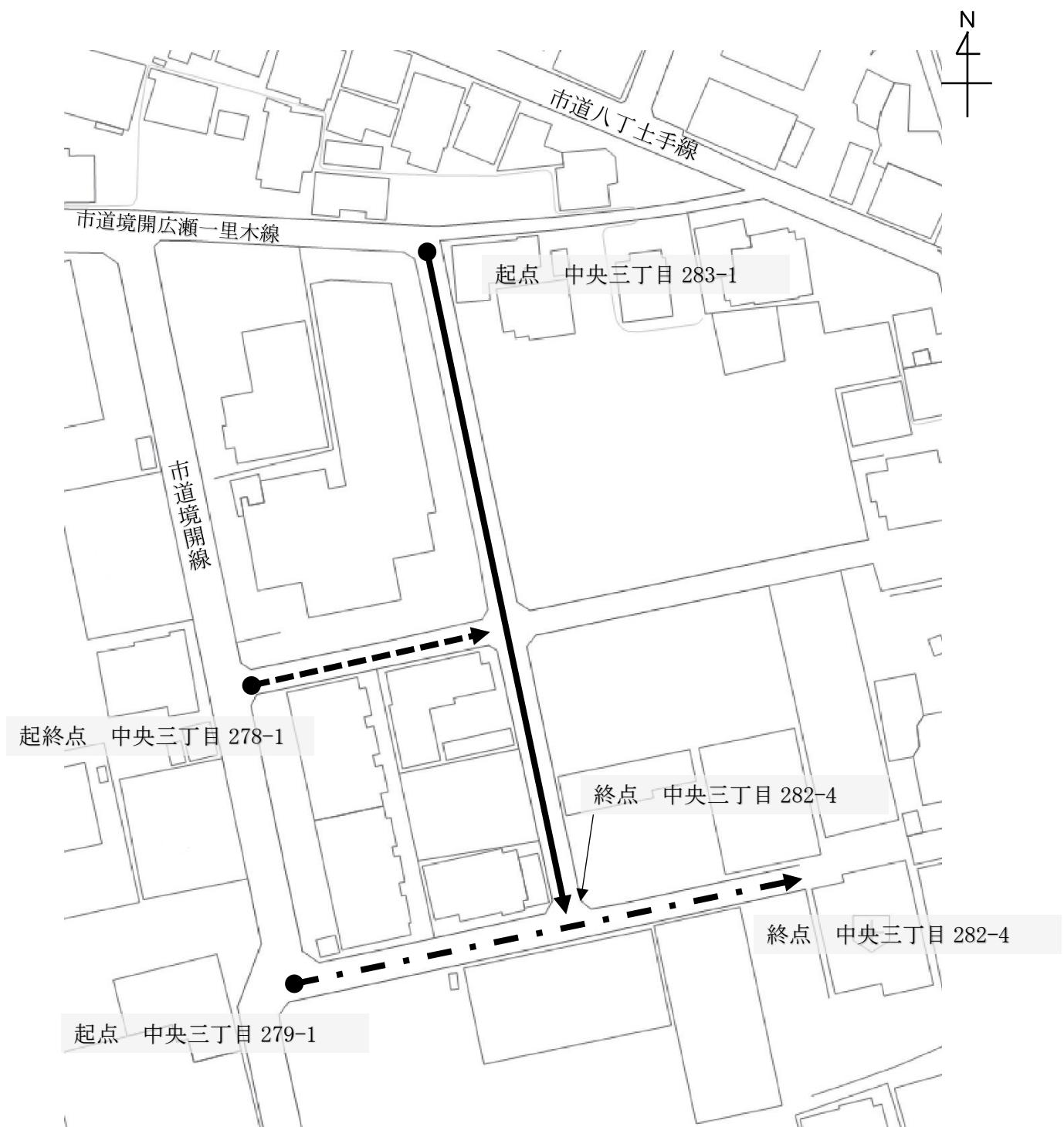
市道 田布路木新開線

N
4



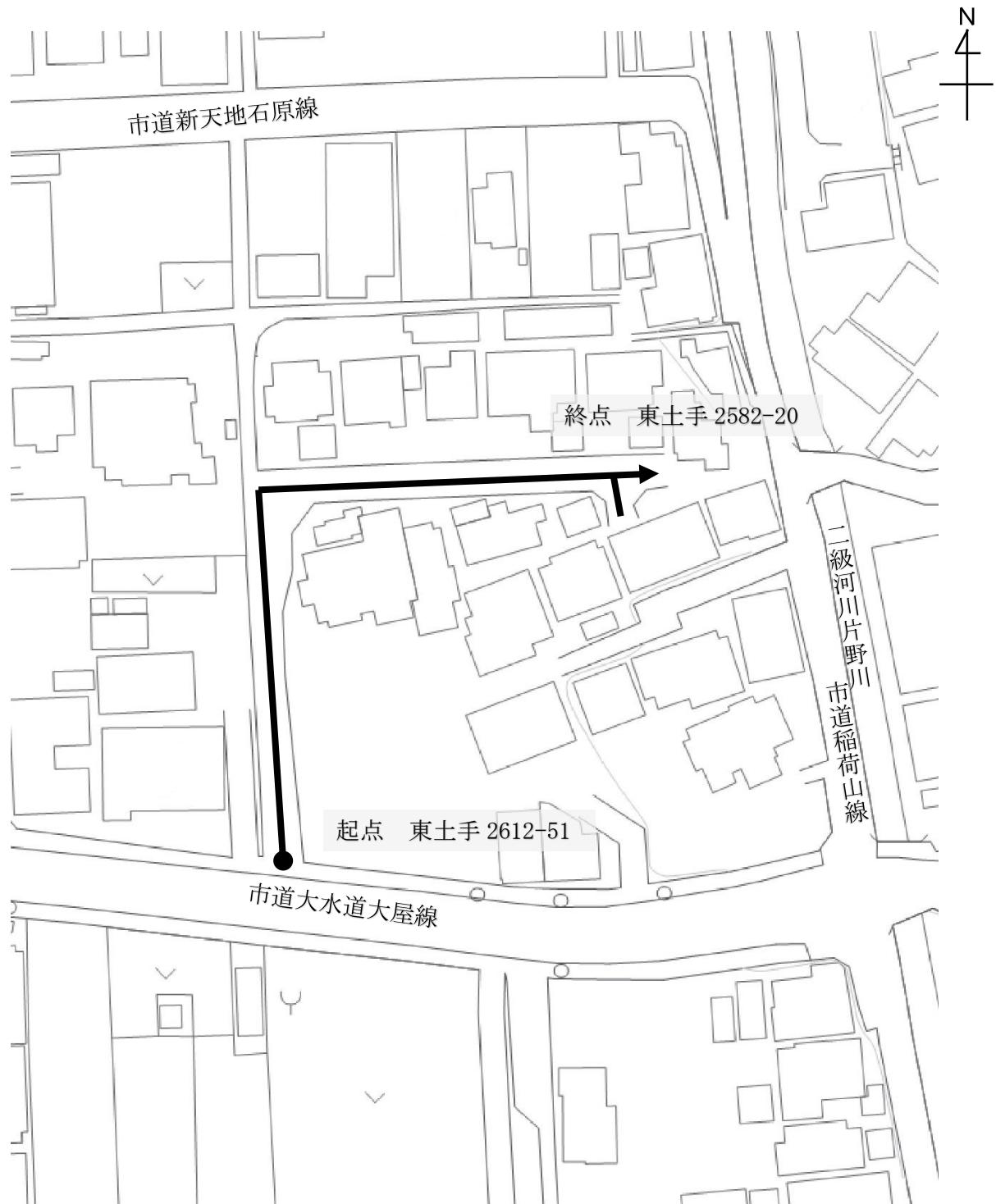
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1317	田布路木新開線	90 m	6 m

市道 境開 2 号線 境開 3 号線 境開 4 号線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
● →	1 3 1 8	境開 2 号線	1 2 5 m	4 m
● - →	1 3 1 9	境開 3 号線	4 0 m	4 m
● - · →	1 3 2 0	境開 4 号線	8 2 m	4 m

市道 東土手 2 号線



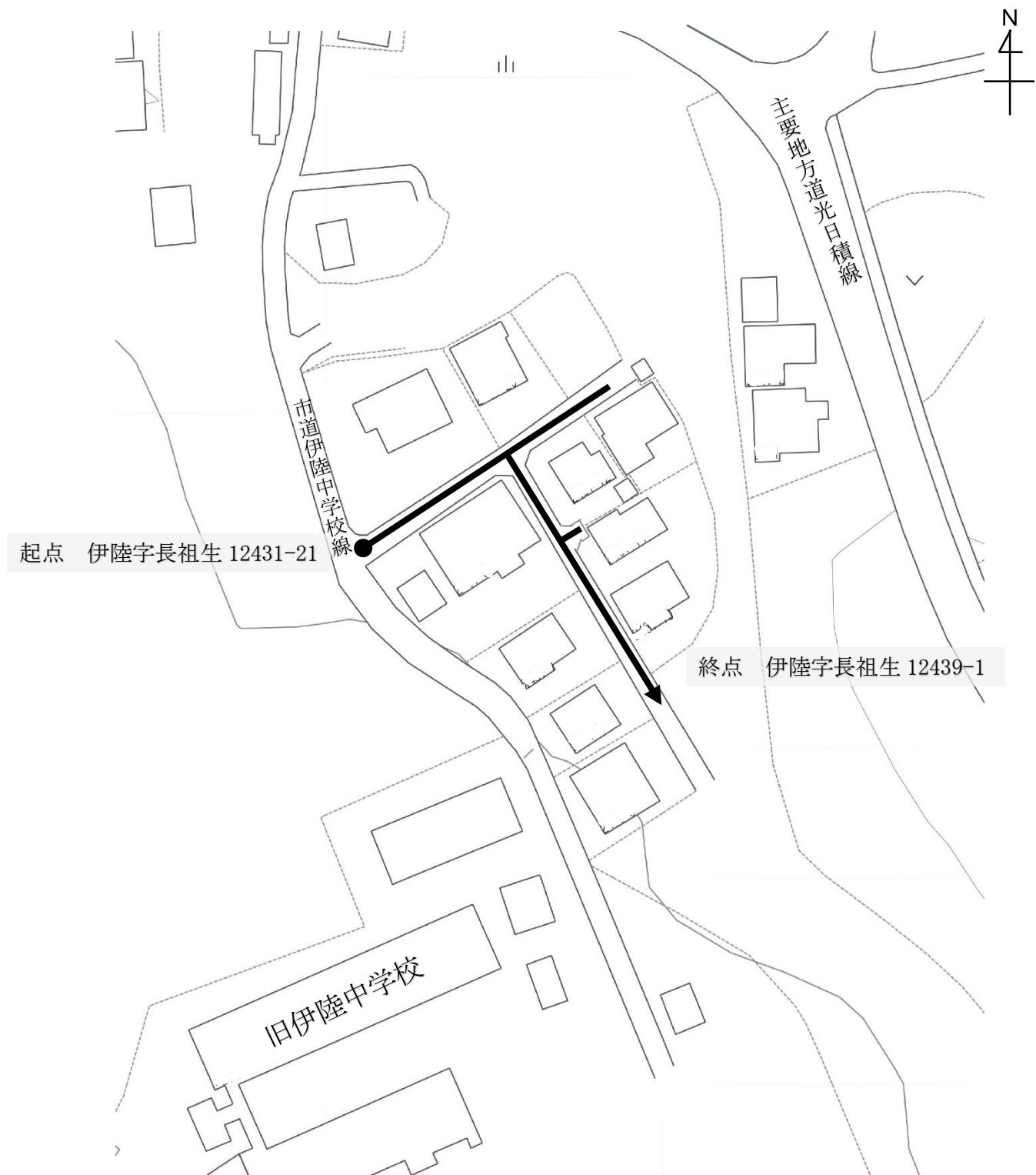
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1 3 2 1	東土手 2 号線	1 1 6 m	4 ~ 5. 5 m

市道 箕越線



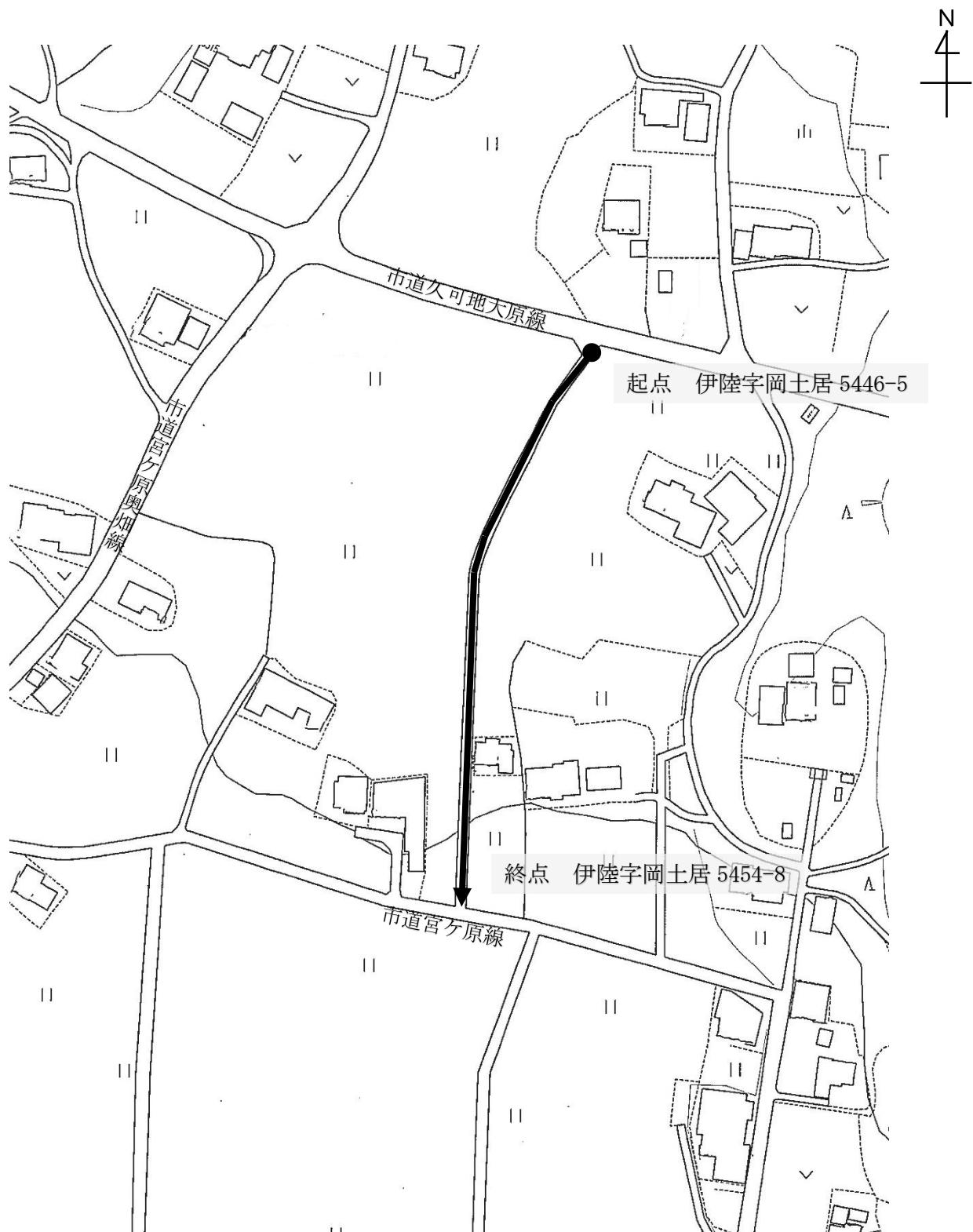
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	1322	箕越線	115m	5m

市道 長祖生線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	2065	長祖生線	115m	4m

市道 岡土居線



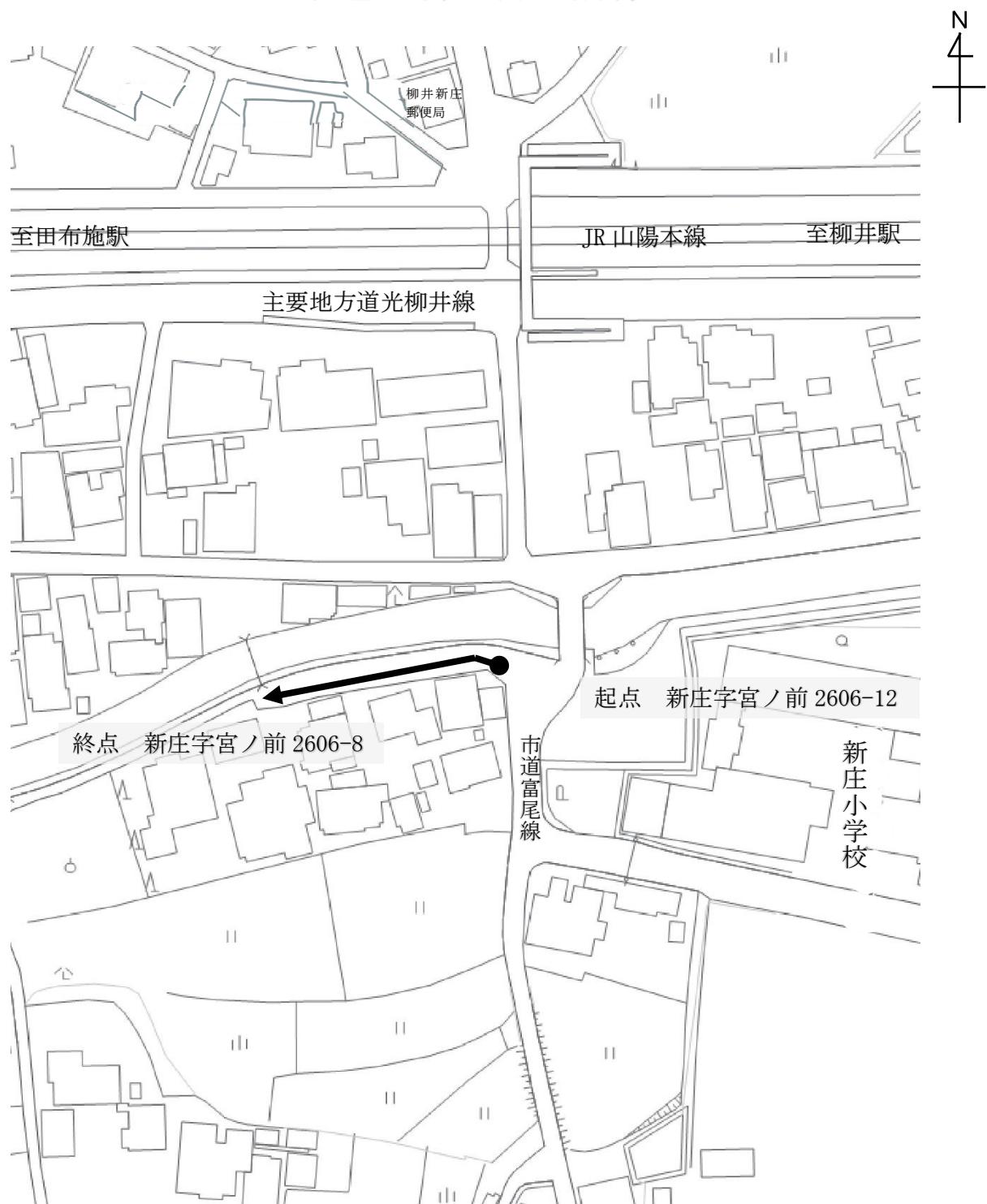
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	3037	岡土居線	227m	4m

市道 苗代地 2 号線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	4072	苗代地 2 号線	110m	4m~6m

市道 新庄宮ノ前線



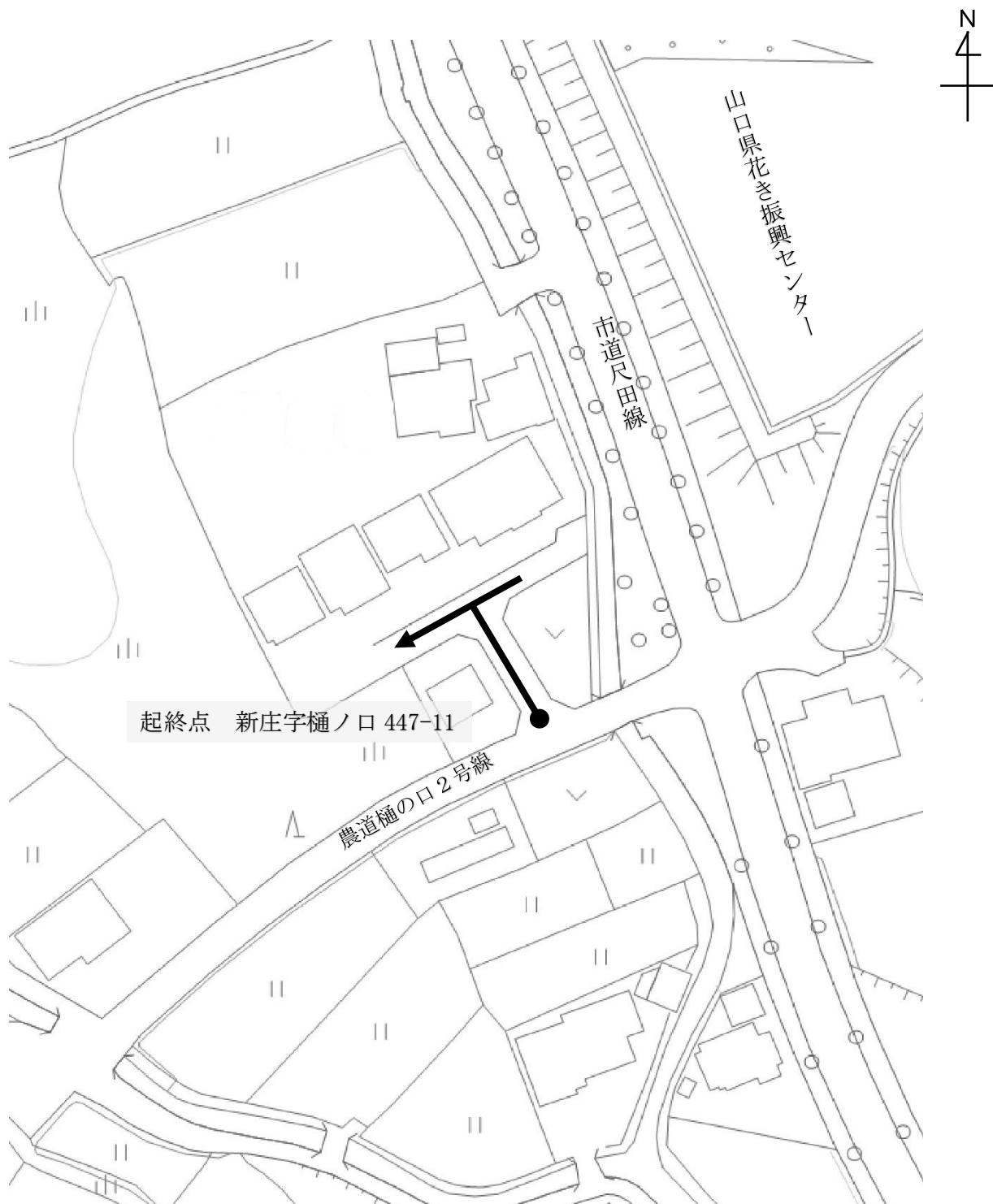
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	4073	新庄宮ノ前線	45m	6m

市道 築出 2 号線



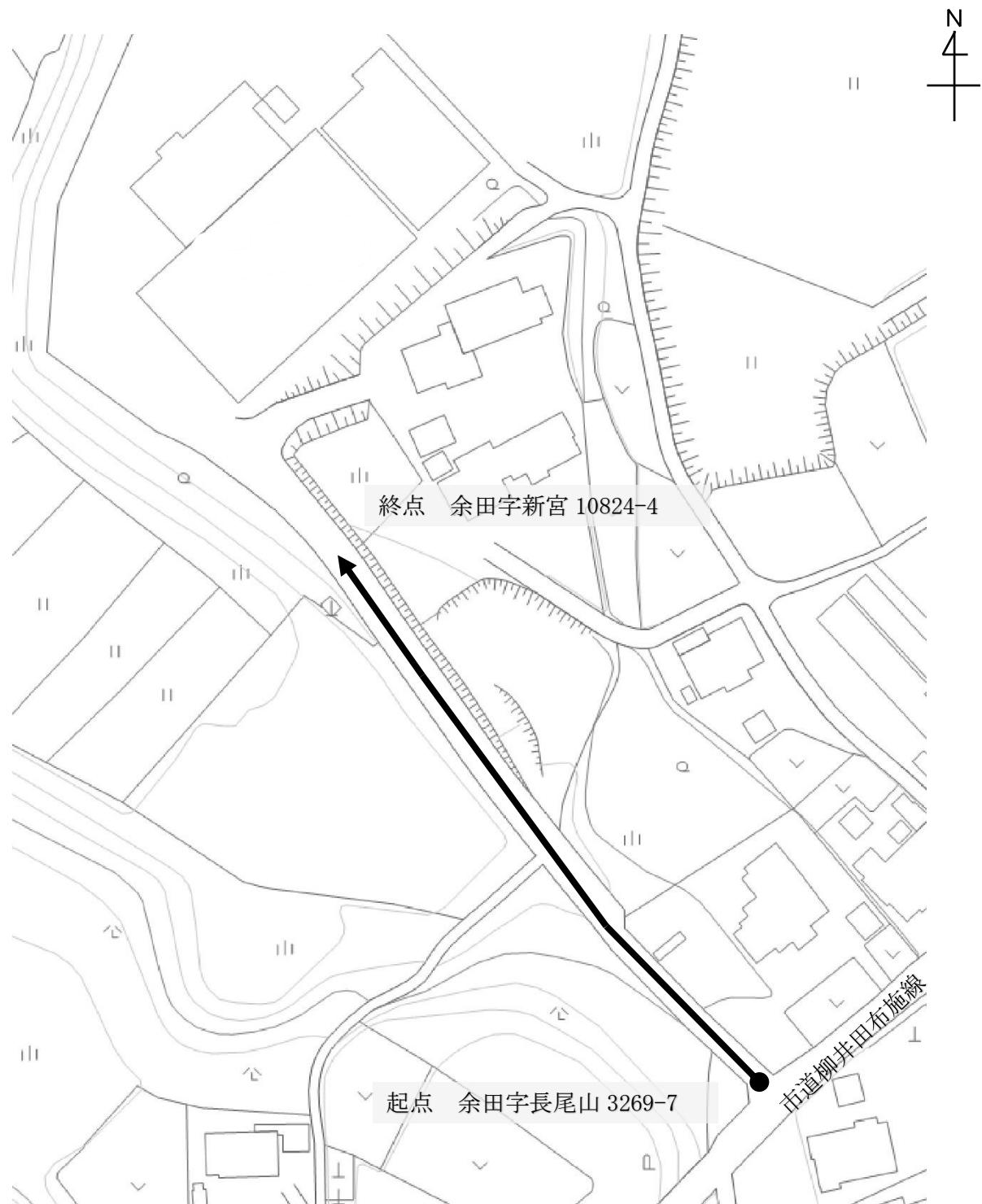
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	4074	築出 2 号線	79 m	4 ~ 4.5 m

市道 橋ノ口線



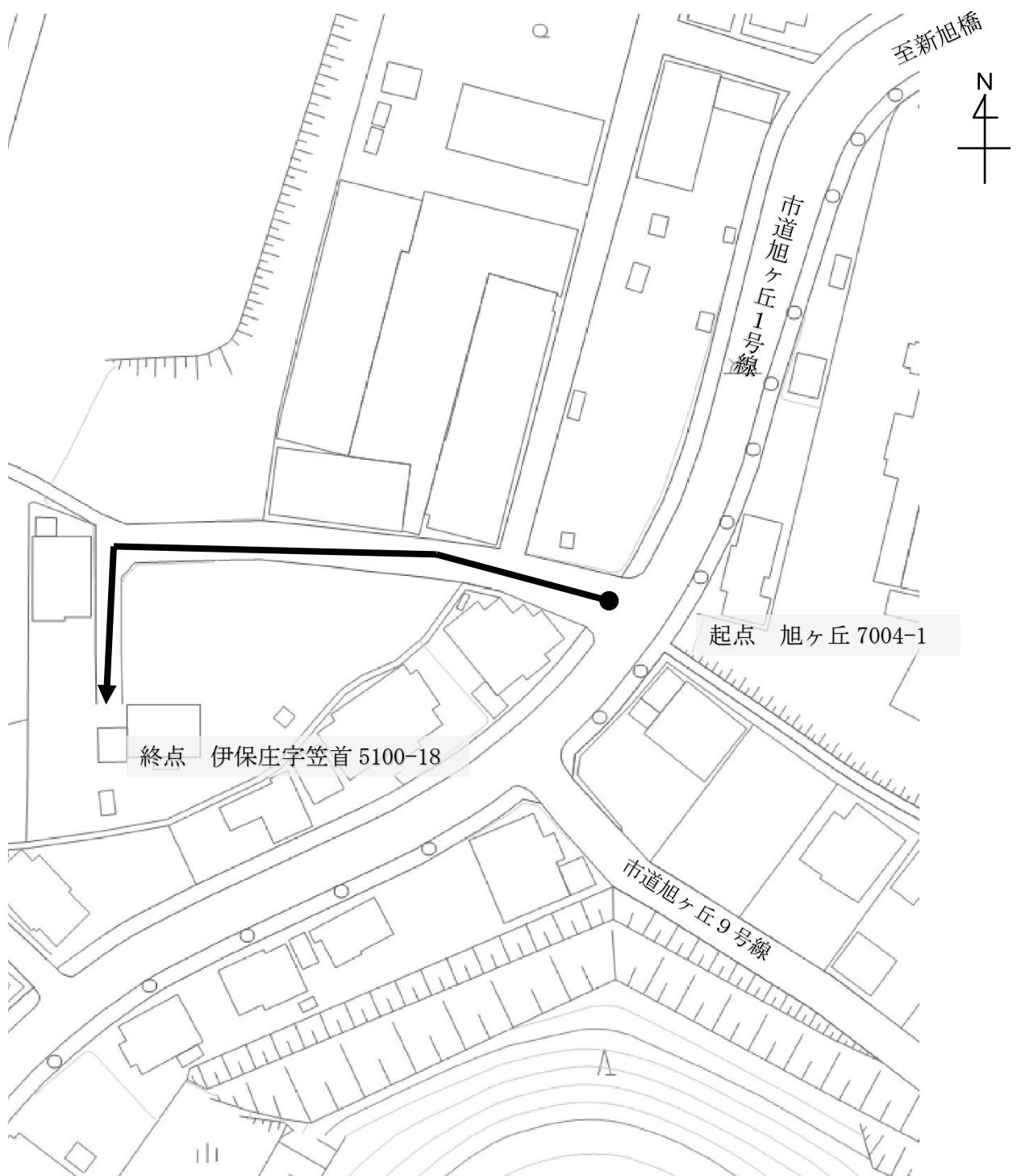
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	4075	橋ノ口線	34m	5m

市道 長尾山新宮線



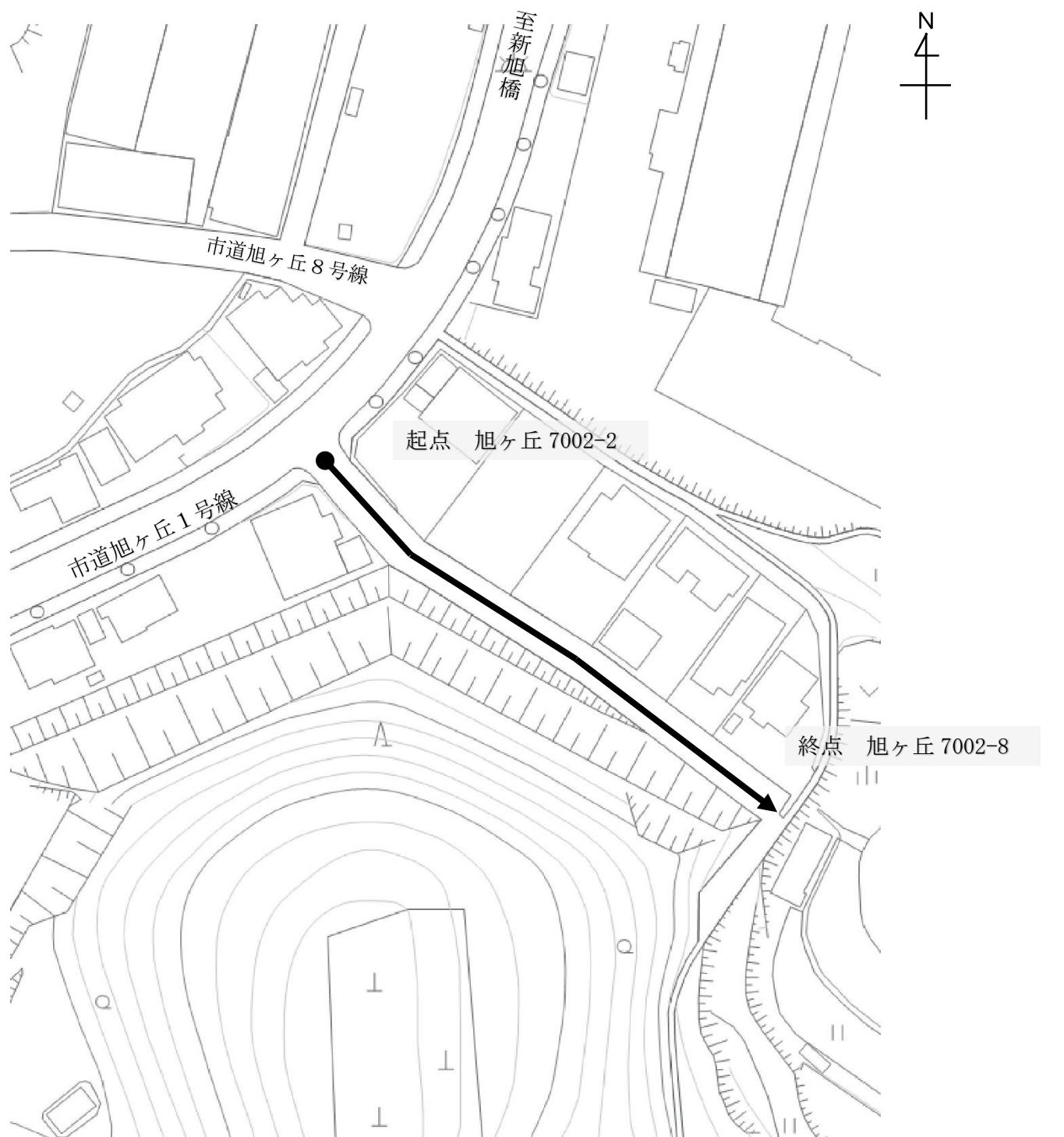
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
➡	5035	長尾山新宮線	130m	5m

市道 旭ヶ丘8号線



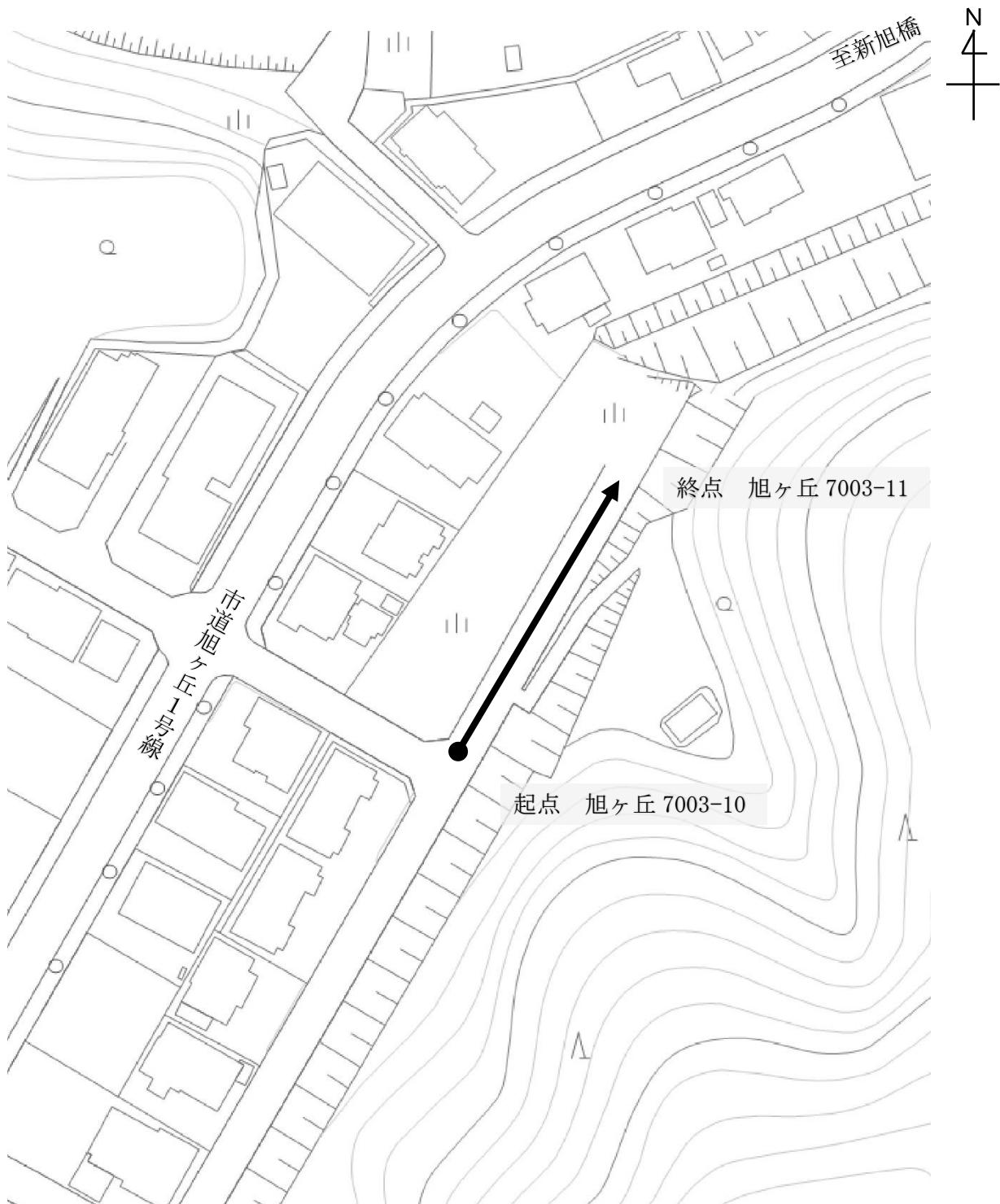
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	6056	旭ヶ丘8号線	101m	4~9.5m

市道 旭ヶ丘9号線



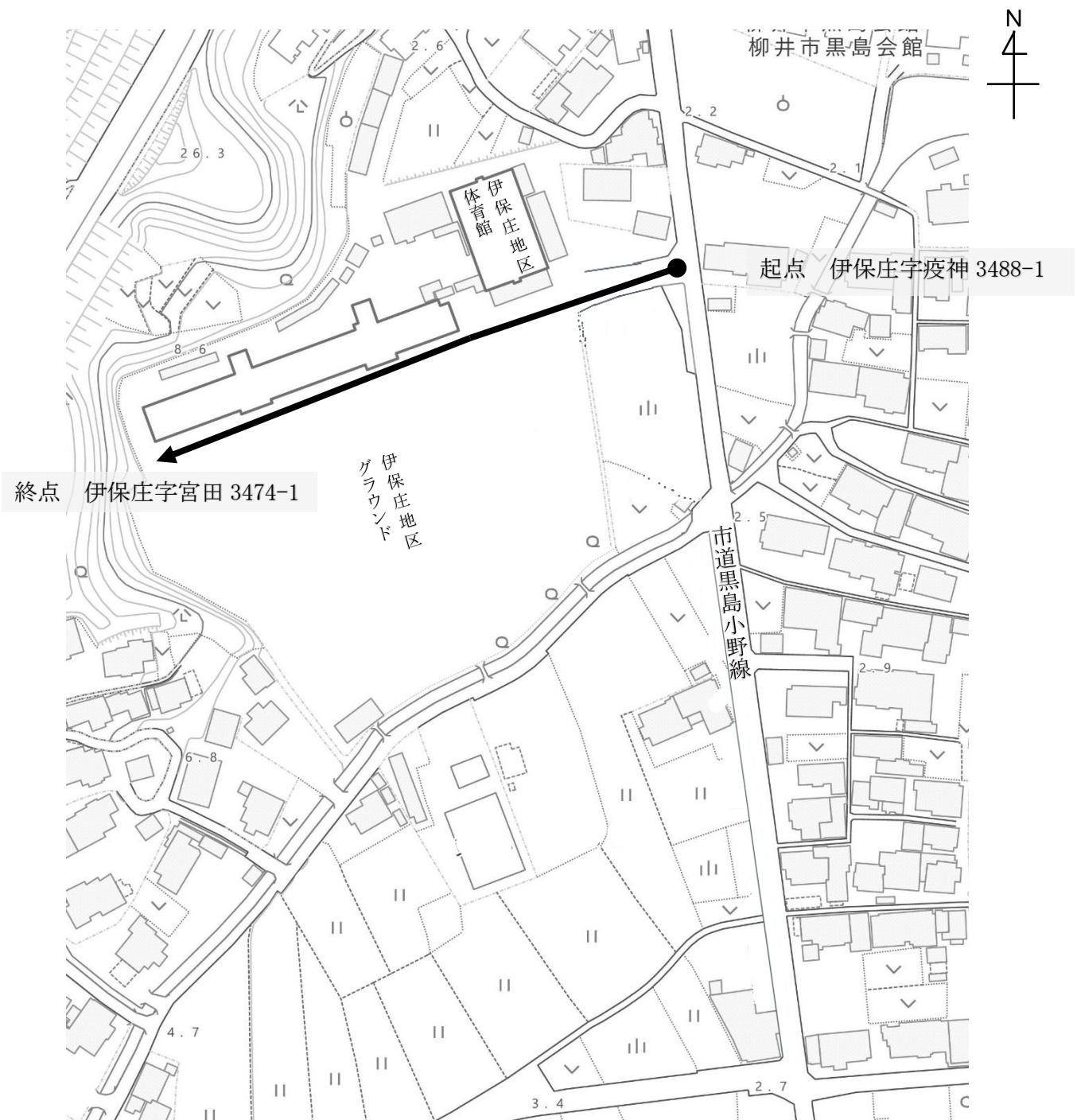
線種	路線番号	路線名	延長	幅員
➡	6057	旭ヶ丘9号線	90m	6m

市道 旭ヶ丘10号線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	6058	旭ヶ丘10号線	50m	6m

市道 疫神宮田線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	6059	疫神宮田線	150m	12.5m

議案第70号

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

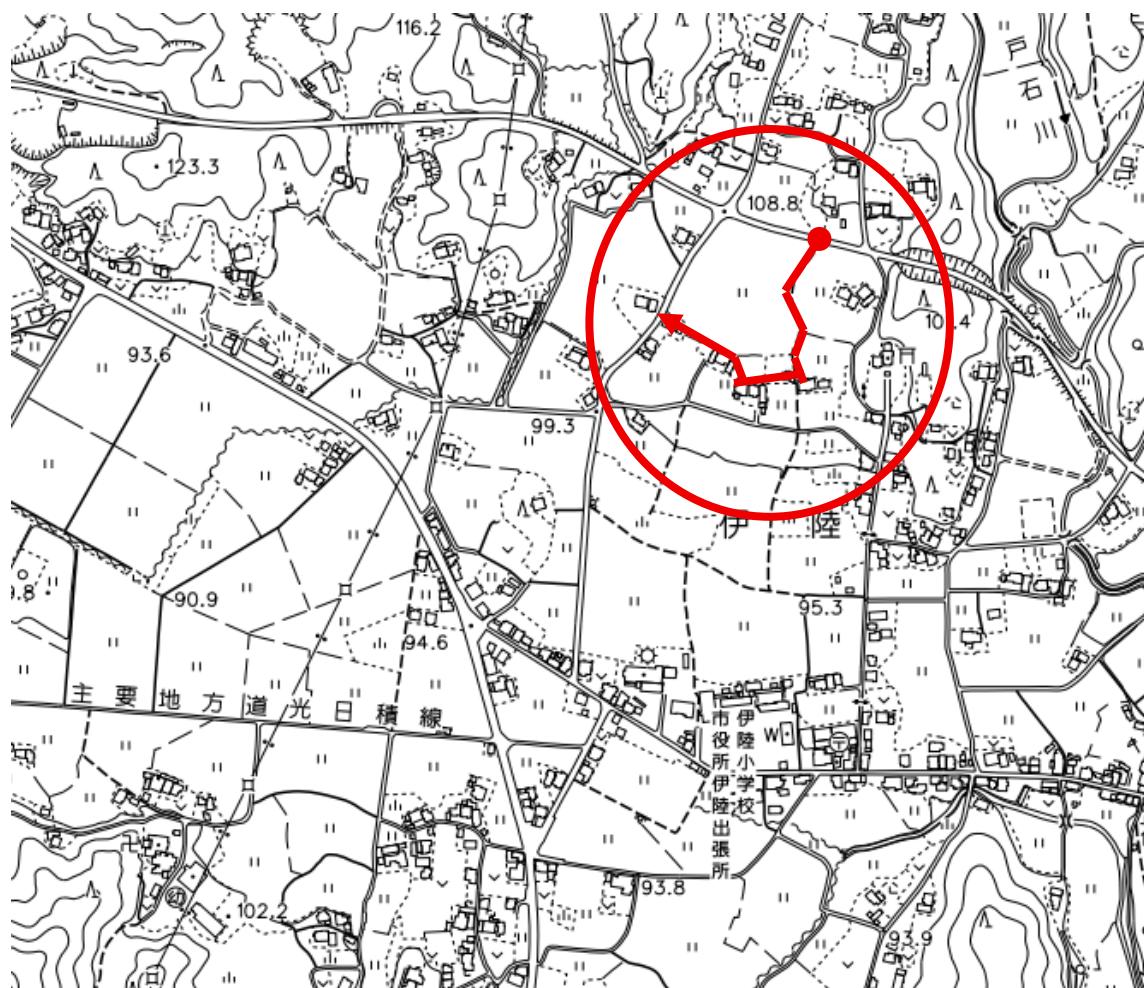
令和7年12月15日提出

柳井市長 井 原 健太郎

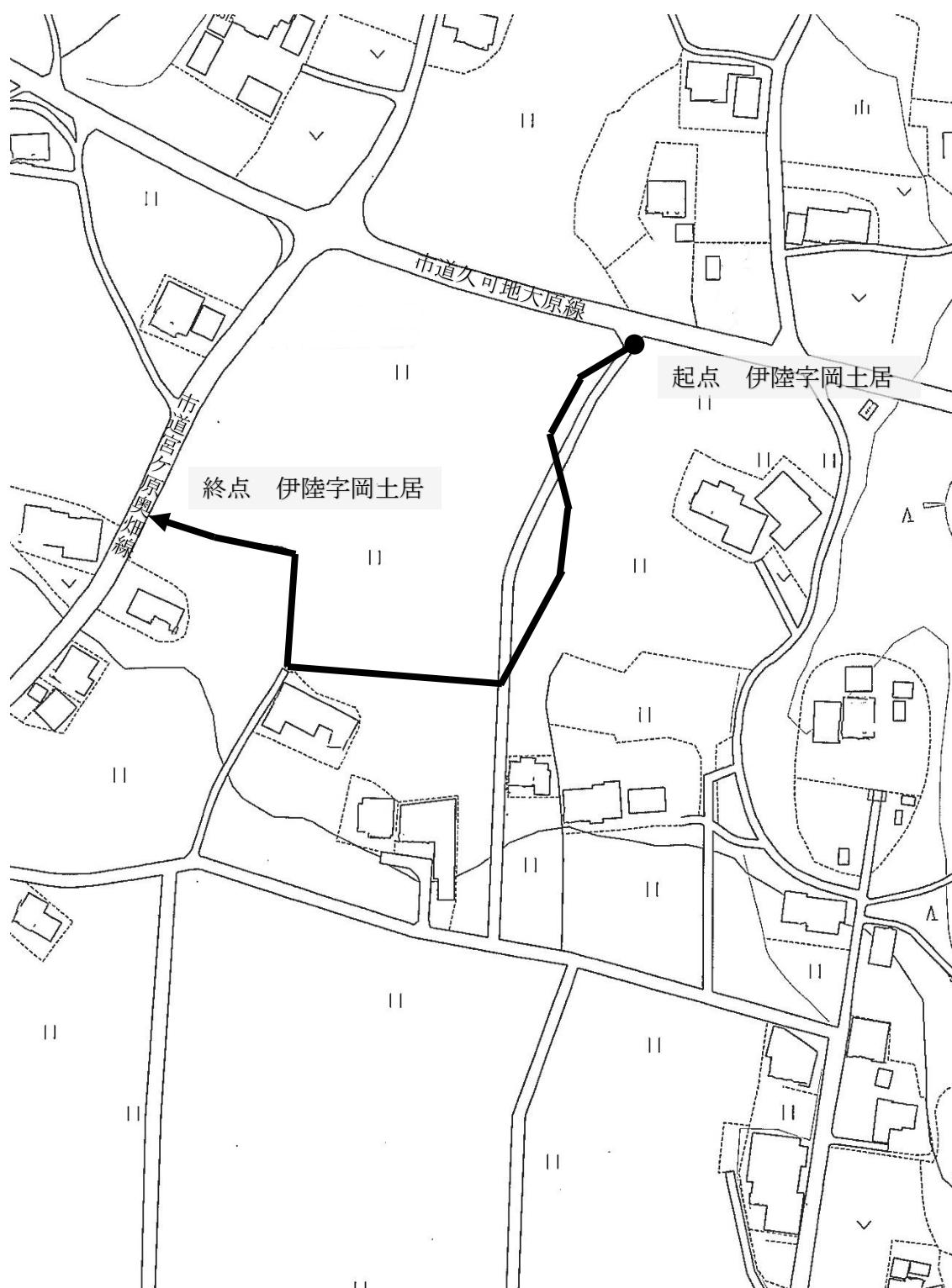
記

路線番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な経過地
3037	中村1号線	柳井市伊陸字岡土居 柳井市伊陸字岡土居	岡土居

市道 中村 1 号線



市道 中村1号線



線種	路線番号	路線名	延長	幅員
→	3037	中村1号線	330.5m	1.0~6.5m

報告第16号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月15日提出

柳井市長 井原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年12月4日

柳井市長 井原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年9月7日柳井市遠崎地内市道東坪ノ内平田線において発生した道路陥没による自動車損傷事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金274,771円を支払うものとする。